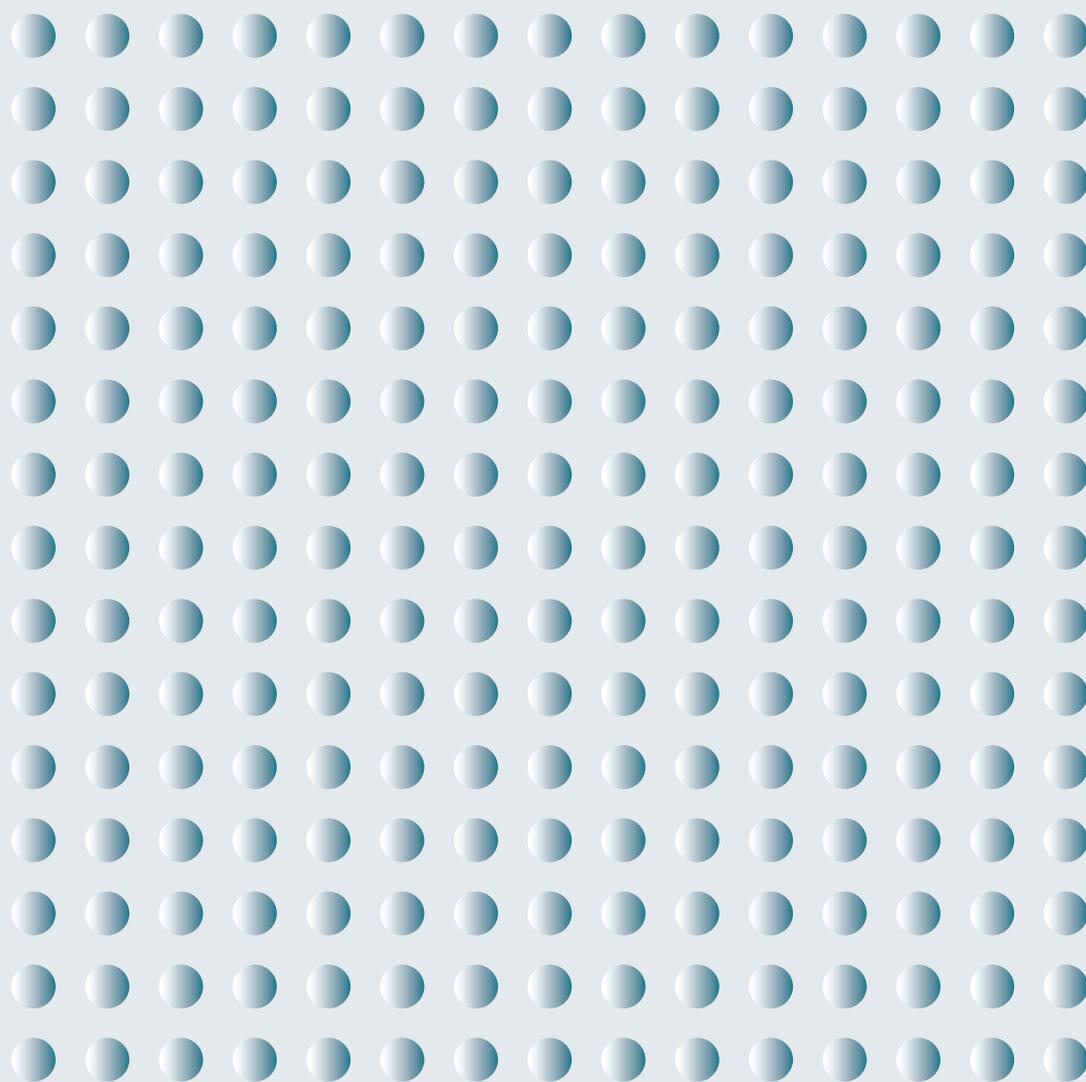


人權教育指導資料



島根県教育委員会

はじめに

平成12(2000)年9月に、「共生の心」の醸成と「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念とした「島根県人権施策推進基本方針」が策定され、県内の多くの教育機関に配布されました。島根県教育委員会としましても、この基本方針に基づき、あらゆる場を通じた人権教育を推進しているところです。

本指導資料は、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図るために、作成したものです。今後は本指導資料に基づく人権教育の内容や方法を具体化していく必要があります。

本県におきましては、これまで同和教育として、同和问题以外の人権問題も各教育現場では実際に扱われており、同和教育という名称の中で、幅広くさまざまな人権問題に関する教育が実践されてまいりました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、本指導資料を中心に、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進していただきたいと思えます。

今後、県内のすべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」と「人権教育指導資料」に基づき、より一層充実した人権教育・啓発の取組がなされその成果が上がることを期待します。

平成14年3月

島根県教育委員会教育長

山崎 悠雄

目次

第1章 人権教育推進の基本的な方向 1

- 1 同和教育の成果..... 1
- 2 人権教育と同和教育..... 1
- 3 人権教育のめざす方向..... 4

第2章 人権一般の普遍的な視点からの取組 7

- 1 学校教育..... 7
- 2 社会教育..... 8

第3章 重要課題に対する取組..... 10

- 1 女性..... 10
 - (1) 現状と課題 10
 - (2) 指導の重点 11
 - 学校教育における取組..... 11
 - 社会教育における取組..... 12
- 2 子ども..... 14
 - (1) 現状と課題..... 14
 - (2) 指導の重点..... 15
 - 学校教育における取組..... 15
 - 社会教育における取組..... 17
- 3 高齢者..... 20
 - (1) 現状と課題..... 20
 - (2) 指導の重点..... 21
 - 学校教育における取組..... 21
 - 社会教育における取組..... 22
- 4 障害者..... 25
 - (1) 現状と課題..... 25
 - (2) 指導の重点..... 26
 - 学校教育における取組..... 26
 - 社会教育における取組..... 27

5 同和問題	28
(1) 現状と課題.....	28
(2) 指導の重点.....	29
学校教育における取組.....	29
社会教育における取組.....	33
6 外国人	35
(1) 現状と課題.....	35
(2) 指導の重点.....	36
学校教育における取組.....	36
社会教育における取組.....	37
7 患者及び感染者等	38
(1) 現状と課題.....	38
(2) 指導の重点.....	39
学校教育における取組.....	39
社会教育における取組.....	41
8 さまざまな人権問題	42
(1) 現状と課題.....	42
(2) 指導の重点.....	44
学校教育における取組.....	44
社会教育における取組.....	44

資料

島根県人権施策推進基本方針(概要版).....	47
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	52

第1章 人権教育推進の基本的な方向

1 同和教育の成果

- (1) 本県においては、昭和49(1974)年に「同和教育の指導方針」を定め、昭和54(1979)年、島根県教育委員会に同和教育課を設置し、同和教育の推進に努めてきました。また、同和教育の推進組織として各市町村に同和教育推進協議会、小・中学校に島根県同和教育研究会、高等学校に高等学校同和教育研究協議会が結成されました。
- (2) 県教育委員会は同和教育指導資料第1集を昭和50(1975)年に発行して以来、学校同和教育と社会同和教育の両面にわたって指導資料や読み物資料等を提供し、同和教育の充実に努めてきました。そして、平成8(1996)年3月に現在の同和教育の基本的方向を示した同和教育指導資料第19集「同和教育を進めるために」(以下「第19集」という。)を発刊しました。
- (3) この約30年近くに及ぶ同和教育の実践によって、本県においても同和教育はさまざまな成果をあげることができました。もともと同和教育は同和問題の解決を目的として始まった教育でした。しかし、その後同和教育はその内容を同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消をめざす教育へと発展し、同和問題以外の人権問題もその教育内容として取り上げられてきました。
- (4) 学校教育において、差別解消をめざした教育内容の創造に取り組むとともに、さまざまな困難を抱える児童生徒を中心にした集団づくり・仲間づくりにも取り組んできました。進路保障の取組では学校・行政・企業が就職差別をなくすための連携した取組もなされるようになってきました。
- (5) 社会教育において、差別解消をめざした啓発活動に取り組み、地区別の懇談会等具体的な取組や行政・地域・企業のネットワークの形成もなされるようになってきました。また、同和地区住民の差別解消への取組も推進されました。

2 人権教育と同和教育

(1) 国際的な潮流

平成6(1994)年、我が国では国連総会における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。この国際的な潮流から「人権教育」という言葉が確実に定着してきました。

(2) 国の取組

平成8(1996)年に地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方

策の基本的な在り方について」の意見具申が出されました。この意見具申では「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考える。その中で同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と述べています。

平成9(1997)年に文部科学省(当時文部省)は同和教育を人権教育に再構築し、同和教育研究指定校事業が人権教育研究指定校事業に、同和教育地域指定事業が教育総合推進地域事業となりました。

また、社会教育においては、「人権教育推進市町村事業」の取組も始まりました。

平成11(1999)年に人権擁護推進審議会より「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」という答申が出され、人権教育・啓発の施策に関する基本的な在り方が示されました。

また、平成12(2000)年にわが国の国内法の中で人権教育に関する初めての法律である「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布されました。

(3) 本県の取組

本県においても、これらの動きと本県における人権問題の現状と課題を踏まえて、平成12(2000)年に「共生の心」の醸成と「人権という普遍的文化」の創造を基本理念とした「島根県人権施策推進基本方針 - 人権教育・啓発の推進のために - 」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

本県の人権教育・啓発の現状をみると、これまでは同和教育という名称の中で、同和問題のみでなく女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、患者及び感染者等の人権問題も幅広く扱ってきたと言えます。

同和問題の解決を目的とする同和教育は、視点をより広げて実践がなされ、いわば人権教育の先進的取組であり、中心的役割を果たしてきました。

第19集にも、「『人権教育のための国連10年』の提言と理念や、『人種差別撤廃条約』『子どもの権利条約』等の趣旨と精神を踏まえながら、差別撤廃と人権確立につながる幅広い同和教育の内容を創造していくことが期待されます」との記述もあります。このように、学校同和教育と社会同和教育を推進することを通して、人権教育を展望し、実際に推進してきたと言えます。

これまでの同和教育の実践の中で培われてきた「理念」「方法」「教材」「研究組織」等は、さまざまな人権問題の解決にそのまま貢献できるものと考えます。これら同和教育の成果をこれからの人権教育の推進に生かすことが大切です。

第19集では、本県同和教育推進の基本的方向を示しています。この基本的方向は島根県長期計画(1994～2010)に係る同和対策の具体的内容と方向を明らかにした平成6(1994)年に策定された「島根県同和対策推進計画」に基づくものであり、この基本的方向に基づき、同和教育を充実させていくことが大切です。

同和教育では「進路保障」という取組を大切にしてきました。「進路保障」とは同和地区児童生徒の就職と教育等における差別をなくし、これらの機会均等を完全に保障することから始まった取組です。そのため同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の希望する進路の実現を阻む差別等をなくすとともに、一人一人が豊かな自己実現を図っていけるような総合的な取組を進めてきました。

同和問題以外の人権問題についても、人権が完全に保障されていない現実があります。人権を保障するという視点から、同和問題以外の重要課題の解決に向けても、この「進路保障」の考えを生かすことができます。

また、同和教育では「差別の現実から学ぶ」ことを基本姿勢としていますが、この基本姿勢も人権教育を推進する上でそのまま生かしていくことができるものです。あらゆる人権問題にはそれぞれ差別の実態があり、それに関する教育を実践する場合には、その差別の現実から教育課題を見いだすことが必要だからです。

さらに、「同和教育をすべての教育活動の基底に据える」という理念も、本県同和教育推進の基本的な方向のひとつとしてその浸透を図ってきましたが、この理念も人権教育に生かせるものとなります。

第19集において、「同和教育をすべての教育活動の基底に据える」ということが、次のように整理してあります。

同和教育をすべての教育活動の基底に据えるとは(第19集より)

すべての教育活動を、次の2つの視点から捉えて、取り組むべき課題を明確にし、同和教育の理念に立った教育実践を日常的に進めていくことである。

同和地区の人々をはじめ、すべての人々の人権を守り、尊重する視点
部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する科学的な認識を深め、
差別をなくす実践力を高める視点

「人権を守り、尊重する視点」とは、あらゆる場において人権を守る姿勢が貫かれているかどうかです。例えば、職員の間の人権は守られているかどうかを考えると、差別的言動はないだろうか、セクシュアル・ハラスメントはないだろうか、学校教育現場で言えば、教職員と子ども間で、差別的言動はないだろうか、体罰はないだろうか、

セクシュアル・ハラスメントはないだろうか、子ども同士の間で差別的言動はないだろうか、いじめはないだろうか、社会教育現場や職場で言えば、住民と対応する職員との間や従業員間に差別的言動はないだろうか、セクシュアル・ハラスメントはないだろうか、と振り返ってみることが大切です。また、職場によっては、子どもや保護者、住民そして職員の個人情報を取り扱っているため、個人情報の管理の面からもこの視点は大切です。

「差別をなくす実践力を高める視点」とは、人権意識を高める取組がなされているかどうかです。職場内研修や校内研修が計画的に行われているかどうか、学校教育現場では、差別をなくす実践力を高める人権学習や同和問題学習がきちんと行われているかどうか、社会教育現場や職場では、職員や従業員の同和問題等の研修がされているか、また、住民に対する同和教育や啓発がきちんと行われているかどうか、と振り返ってみることが大切です。

同和教育を推進する上で取り組まれてきたこの考え方は、人権教育を推進する上でも当然生かされていくものです。人権が守られているかという「人権を守り、尊重する視点」と人権意識が高められているかという「差別をなくす実践力を高める視点」なくしては、人権教育も進められないと考えます。「同和教育を基底に据える」という考え方を人権教育に生かすことは、あらゆる場を通じた人権教育の推進に同和教育の成果、手法を生かすものとなります。

3 人権教育のめざす方向

- (1) 「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、一人一人の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育・啓発を総合的にかつ効果的に進めるため、「基本方針」が策定されました。今後は、この「基本方針」に基づき、学校をはじめ市町村、関係機関、企業等と連携して人権教育・啓発を推進していく必要があります。
- (2) 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」において、人権教育とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。これからの人権教育は知識の伝達ばかりでなく、日常生活の中で生かせるような技術（スキル）や態度を育むこともその内容としています。
- (3) 平成11(1999)年の「人権問題に関する県民意識調査報告書」（以下「県民意識調査」という。）をみますと、それぞれの人権問題の現状と課題が明らかとなっています。それぞれの課題についての差別の実態を踏まえての差別解消に取り組むことが大切です。もちろんこれまでの同和教育を中心とした取組で教育現場で実際に扱われている課題もあり

ますが、今後はより一層人権教育としての推進態勢や学習内容を明確にして重要課題に取り組むことが必要となります。具体的な差別の実態や現実から学び、「思いやり」「心がけ」の問題に留まることなく、人権の視点からその課題と自己との関わりを明らかにしていくことが人権教育では大切なこととなります。

- (4) 人権教育は単に人権及び人権問題を理解する教育としての取組だけであってはならないと考えます。同和教育の成果や手法を生かすという観点に立ったとき、人権に満ちた態勢をめざす教育としての側面、教育を受ける権利と就職の機会均等を保障する側面、人権という価値観に応じた雰囲気や方法のもとで学習が進められる側面、人権が尊重される社会づくりをめざして教育を進める側面を含めて人権教育を進めることも大切な考え方となります。「人権教育のための国連10年」の取組が始まったころから、人権教育を進めるのに大切にすべき4つの側面が語られるようになってきました。

人権のための教育

人権の確立そのものを目的とした教育をいいます。全教育活動の中で人権尊重と人権確立を目指すものです。そして学校教育、社会教育において同和教育をすべての教育活動の基底に据えるという考え方と合致するものです。人権教育・啓発の指導者が常に学ぶ姿勢を持ち力量を高めていくことも大切です。

人権としての教育

教育権としての人権を保障する教育をいいます。同和教育が長欠・不就学をなくす取組から始まり教育権の保障に努めてきたこと、進路の保障の具体的取組をしてきたことにつながります。困難な条件を抱えている子どもをはじめとするすべての子どもが学習に参加できる取組も必要です。家庭や地域社会、企業等関係機関との連携も大切です。

人権を通じての教育

人権という価値観にふさわしい方法や雰囲気のもとで教育が進められることをいいます。教育や啓発の過程そのものが、人権を大切にしたものとして実施されることです。人権に満ちた環境であるためには、差別やいじめを許さない集団づくり・仲間づくりへの取組が必要です。職場においては差別を許さない職員集団づくりの取組も大切です。社会教育においては人権に満ちた社会づくりを目指すことが大切です。

人権についての教育

教育・啓発の内容に関する事で、人権についての考え方や人権に関する諸条約、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者及び感染者等のさまざまな人権問題について理解と認識を深める教育をいいます。人権の視点に立って、差別問題の具体的な実態や現実から学ぶことが大切です。

学校教育、社会教育において人権教育を進めるに当たっては、この4つの側面を大切にしていくことが求められます。それが同和教育の成果や手法を人権教育に生かすことにつながります。

- (5) 学校教育で取り組む文部科学省の「人権教育研究指定校事業」、学校教育と社会教育両面で取り組む「教育総合推進地域事業」では、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流など豊かな体験を取り入れた教育を進めることが重視されています。
- (6) 社会教育で取り組む「人権教育推進市町村事業」では、人権が真に尊重される社会を目指し、各市町村の主体性のもと、人権問題に関する学習活動や各種交流活動を地域住民の実態やニーズに応じ、展開していくことが必要です。
- (7) 人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を進めていくことが大切です。そこで、公務員、教職員、警察職員、医療関係者、保健・福祉関係者、消防職員等に対する研修等における人権教育について関係機関と連携しながら実施・支援していくことが重要です。
- (8) 企業等は、社会生活や文化に大きな影響力を持っています。このため、企業等にはその社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進、セクシュアル・ハラスメントの防止など、人権の尊重を確保するよう一層の努力が望まれています。
- (9) 人権教育推進の手法にあたっては、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からのアプローチの両面から、それぞれの差別問題の解決につなげていくことが大切です。また、「基本方針」において重要課題への対応が示されていますが、その中でも 女性 子ども 高齢者 障害者 同和問題 外国人 患者及び感染者等 さまざまな人権問題の課題について本県における学校教育と社会教育の両面において特に指導の重点として取り組む必要があると考えます。

第2章 人権一般の普遍的な視点からの取組

人権教育は生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

そして、人権教育を進めるに当たっては、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の視点から人権尊重についての理解を深めたり、人権尊重の意識を高めることが重要です。

1 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、児童生徒が社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを身に付けることを通じて、人権尊重の精神をはぐくんでいく必要があります。

現在、幼稚園では、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれる教育の充実が図られています。また、小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実が図られています。

平成12(2000)年に実施した「人権教育教材アンケート」によると県内でも、すでに多くの学校で様々な人権に関する重要課題についての学習が実践されていることがわかりました。特に同和教育として人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う観点と児童生徒の進路保障の観点からの取組が進められています。

また、福祉教育として生命を尊重する心や思いやりの心を育てたり、参加・交流型のボランティア活動等が取り組まれています。さらに、エイズ(性)教育として、人間尊重、男女平等の精神に基づく教育も取り組まれています。

しかし、学校教育における人権教育については知的理解にとどまり、人権感覚が十分身につけていないなどの指導方法の問題や、教職員自身に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないとの問題も指摘されています。

そこで、今後は改訂された幼稚園教育要領や学習指導要領等に基づいて、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを身に付ける人権教育をより一層進めていくことが大切です。

そして、自分の生活や生き方と結びつけながら、自ら学び、自ら考える力や、豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいくことが大切です。さらに、こうした「生きる力」を基盤として、問題解決能力及び実践力をはぐくんでいくことが大切です。こうした基本的な認識に立って、次のようなことを進めていくことが必要です。

各学校においては、児童生徒に人権尊重の意識を高めていくために、人権教育のねらいを学

校教育目標等の中に位置づけることが重要です。そして、人権を大切にした指導や学校経営に努めることが重要です。特にいじめや不登校などの問題がある中で、一人一人を大切にしたり、人権を尊重する指導や規範意識を培う指導を徹底するなど、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保することが大切です。

そして、地域や保護者との連携を図りつつ、人権意識を高めたり、社会性や豊かな人間性を育むために人権の視点をもった多様な体験活動の機会の充実を図っていく必要があります。具体的には、ボランティア活動などの体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進していくことが重要です。こうした取組を通して、お互いをかけがえのない人間として尊重し、お互いの個性を認め合う態度や「いじめ」などの人権侵害を許さない実践力を育成していくことが大切です。

さらに、教職員が研修を通じて、人権を尊重する意識を高め、自己の教育実践を点検していくことが大切です。そして、豊かな人権感覚、人権意識をもって、児童生徒一人一人を大切に、人権を尊重できるような教科等の実践的な指導力を養うことが大切です。

本指導資料において「児童生徒」と記述している中には、保育所及び幼稚園の幼児も含むものとして表しています。

2 社会教育

社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた多様な教育を展開することにより、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の高揚が求められます。

そのためには、幼児期から人権尊重の意識と態度の芽生えや、自分で考え判断しようとする自立への芽生えなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発である家庭教育の充実を図っていく必要があります。

特に、親自身が日常生活を通して、偏見を持たず差別しない姿を、子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身につくような家庭教育や啓発の充実を図ることが大切です。

現在、社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されています。

しかし、社会教育における人権教育については、社会教育指導者を対象とした研修の充実や、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されています。

そこで、社会教育主事など、地域社会において人権教育を先頭になって推進していく指導者を対象として、地域の実情に応じた人権に関する研修の場を設け、指導者の資質の向上を図っていくことが大切です。

そして、学習意欲を高めるような参加型の学習プログラムの開発を図ると共に、関係機関にその成果を提供し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を育成する学習プログラムを開発し、提供していくことが重要です。

また、青少年の社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動をはじめとする多様な体験活動や、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進し、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身につくような実践活動や学習意欲を高める手法を創意工夫することが大切です。

さらに人権教育を進めるに当たっては、学校教育と社会教育の両面から取り組み、連携を図っていくことが重要です。

文部科学省指定の「教育総合推進地域事業」では、モデル市町村において、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進するという観点から、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組が展開されています。今後は、このような総合的な取組を県内各地に普及・展開していく必要があります。

第3章 重要課題に対する取組

人権教育を進めるに当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれます。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や特性を踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要です。

「基本方針」において重要課題への対応が示されていますが、その中でも 女性 子ども 高齢者 障害者 同和問題 外国人 患者及び感染者等 さまざまな人権問題の課題について、本県における学校教育と社会教育の両面において特に指導の重点として取り組む必要があると考えます。

1 女性

(1) 現状と課題

国連では、性差別の禁止について、「国連憲章」や「世界人権宣言」、「国際人権規約」において繰り返し確認されてきました。

特に、昭和42(1967)年の女子差別撤廃宣言では、「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定し、その後の「国際婦人年」の宣言、「国連婦人の10年」の設定、「女子差別撤廃条約」の採択、5回にわたる世界女性会議での宣言や行動計画の採択により、地球規模で女性差別をはじめとする女性問題への取組が進みました。

我が国では、こうした動きを受けて「改正男女雇用機会均等法」の施行等、国内法や制度の整備、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の設置、「男女共同参画2000年プラン」の策定など、男女平等の実現に向けてさまざまな前進がみられます。

さらに、平成11(1999)年には、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

女子差別撤廃条約の第10条(教育における差別の撤廃)では、教育における男女の役割について定型化された概念の撤廃、男女同一カリキュラムの方向性が示されています。日本でも平成元(1989)年の学習指導要領の改訂により高校の家庭科は男女とも必修となり、体育科では女子の格技(現在は武道)、男子のダンスの選択が可能になり、男女同一カリキュラムが実現しました。今回の改訂においても、これまでの扱いに加え、中学校の特別活動などで男女の平等に関する指導の充実が図られています。また、県教育委員会が実施した「人権教育教材アンケート」によると学校現場では既にかかなりの学校で女性の人権や男女平等に関する教育が取り組まれていることもわかりました。

「県民意識調査」においては、「女性に対する差別や人権侵害はほとんど存在しない」と答えた人はわずか5.4%であり、社会や地域に残るしきたりや慣習をはじめとして、女性に対する様々な差別や人権侵害があると多くの人が感じています。そのなかでも「女性は気配り、男性は決断力」や「子育ては母親」についてや、また、「政治の場」「家庭生活」「職場」「地域活動」などほとんどの分野で、男性が優遇されていると感じている人の割合が高いものとなっています。特に「社会通念・慣習・しきたりなど」における不平等感が顕著です。このことからもうかがえるように、性別による固定的な役割分担意識等からくる職場、家庭、地域等での男女の不平等感が依然として存在しています。

さらに女性に対する暴力として、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオオレンス）についても、女性30人に1人が経験したことがあると回答していること、そしてセクシュアル・ハラスメントに関してはその定義を正しく理解している人は、全体の3分の1に過ぎませんでした。女性に対する暴力の根絶に向け、速やかに有効な対応策を講じるとともに、女性差別の構造的問題として長期的に取り組む必要があります。

（２）指導の重点

学校教育における取組

ア 男女平等を推進する教育

学校では、人権意識に基づいた男女平等や異性の尊重についての教育を全教育活動を通じて行う必要があります。

学校は、一見、男女平等と思われがちですが、性別による偏りや個人の可能性を限定するような仕組みが残存していました。たとえば、「男は仕事、女は家庭」といった教職員個々のジェンダー意識や学校指定の持ち物で、男女で色分けをするなどの日常的な男女別、さらには名簿順などの男子優先の言動がみられがちでした。これらの学校教育におけるしくみや習慣は、子どもたちに与える影響は大きいものがあります。

現在では、これらのことについても取り組まれ、改善が図られてきています。これからの時代は、男女のちがいでではなく、一人一人の個性や能力を伸ばせる環境づくりを推し進め、男女相互の理解・協力や望ましい人間関係の確立についての指導を充実することにより、ジェンダーにとらわれず、自分の夢を育み、豊かな自己実現が図れるように支援していくことが求められています。

特に、家庭科では、男女共同参画社会の推進に向けて、家庭教育の在り方や家族の人間関係、子育ての意義などについて理解を深めることが大切です。また、進路指導では、固定的な性別役割分担意識にとらわれない職業観・勤労観の形成と主体的な進路の選択、将来設計の指導に努めることが重要です。

ジェンダー

「男らしさ、女らしさ」といった、社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別（女性・男性）であるセックス（SEX）と区別して用いられる。

イ 教職員の研修（男女共同参画に関する理解の促進）

男女平等や異性を尊重する教育を推進していくためには、校内研修等を通して人権意識を高めるとともに全教職員の共通理解を図りながら、性別に関する偏見の解消や固定的な性別役割分担意識の見直しを一層進めていくことが重要です。また、女性の人権や男女共同参画社会の視点での、教科等の指導内容・方法に関する研修を推進していくことも大切です。

また、教職員間や教職員児童生徒間のセクシュアル・ハラスメントも起きています。学校が教職員にとって男女平等な職場環境となっているかを見直すことにより、男女平等教育を、教職員自身の問題とつなげ、県教育委員会発刊の「セクハラと子どもの人権」や「セクシュアル・ハラスメント - その理解と防止のために - 」等を活用した研修の機会をもつことが重要です。

ウ 家庭・地域社会との連携

児童生徒の人格形成には、家庭や地域社会が大きく影響しています。各学校においては、家庭や地域社会との連携を図り、家庭や地域社会の実態、児童生徒の実態を十分把握するとともに、一人一人の個性を尊重し、男女が互いに理解し、協力していく態度を育成することが必要です。

学校だよりや家庭訪問、学級懇談会等の機会を活用し、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めることが大切です。

社会教育における取組

ア 男女共同参画社会の形成

私たちのまわりの社会制度や慣行には、性別による固定的な役割分担を前提とするものや、性別に区分を設けていない場合でも、男女のおかれている状況を反映して、中立的に機能しないものがあります。

これからは性別に関わりなく、主体的に生きるための多様な選択や能力発揮を可能にするため、職場、家庭、地域など社会のあらゆる場における制度や慣行について、男女共同参画を進める観点に立って、見直しを行う必要があります。また、こうした社会制度や慣行は、個人の意識を背景にしていることから、あらゆる機会を捉えて意識の改革を進める必要があります。

さらに、男女共同参画社会の実現は単に女性の問題ではなく、男性も含めた県民す

べてに関わる問題であるとの認識を浸透させ、男女平等及び人権尊重の意識を根づかせる啓発活動を積極的に展開することが必要です。

男女共同参画の意識を育てる家庭教育の充実

家庭における親の意識や生活態度、地域社会の在り方は、子どもたちの意識や行動に大きな影響を及ぼします。家庭や地域で、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共に個性を伸ばせるような環境づくりを進めるため、親等を対象とした家庭教育学級や、親になる前の男女を対象とした家庭教育等についての学習機会の充実に取り組むことが重要です。

家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活においては、従来から女性がその中心的役割を果たしてきましたが、少子・高齢化が進展する中、男性も女性も家族としての責任を担い、社会もこれを支援していくことを通して、家庭生活と働くこと、地域活動をする事などの両立を可能にすることが求められています。

このような家庭生活の実現を目指して、これから親になる青年や子育て中の親を対象に、子育てに関する学習機会を提供することが大切です。また、父親の家庭教育への参加を促すため、親子共同体験の機会を充実させたり、父親対象の家庭教育講座等の開催に取り組んだりすることが重要です。

男女共同参画の意識を育てるための地域における教育の推進

本県が平成12(2000)年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」によると、男女が平等になるための方策として、「女性をとりまく偏見や固定的な概念、慣習、しきたりを改めること」が県民ニーズの第1位にあがっています。

このような県民ニーズに応える上からも、地域における各種学習・交流学習等を通して、青少年の男女の相互理解・協力等の推進を図るとともに、青少年及び成人男女に対する男女平等、相互理解・協力、社会への共同参画促進に関する学習機会の充実に取り組むことが重要になってきます。

社会教育指導者への研修の充実

社会教育指導者の男女の比率の面でも、専門職員である社会教育主事や公民館の運営の責任者である館長に、女性は少ないのが現状です。また、社会教育分野でのプログラムの企画・運営・資料等においても、男女双方からの視点がまだ不十分であると思われます。

このような現状から、社会教育指導者への男女共同参画に関する啓発や研修の充実に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。

イ 多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供と研修の推進

成人に対しての社会教育は公民館を中心として行われています。学級・講座の内容は教養・趣味など受講者のニーズを取り入れた「要求課題」が中心となっており、固定的性別役割意識を解消するために必要なジェンダーに関する教育、セクシュアル・ハラスメントに関する教育、女性に対する暴力に関する教育は、今後の大きな課題の一つになっています。

このような現状から、ジェンダー、セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力等に関する学習機会の充実を図り、女性がその生き方を主体的に選択でき、充実した人生を送るために必要な学習機会の充実に積極的に取り組んでいく必要があります。

平成11(1999)年に「男女雇用機会均等法」が改正され、事業主のセクシュアル・ハラスメントについての配慮義務が規定されました。企業においては、セクシュアル・ハラスメントは、女性の人権を侵害する行為であるとの認識を深め、その防止に向けての企業内研修を推進していくことが重要です。

2 子ども

(1) 現状と課題

21世紀を担う子どもたちが健やかに育つことは、国民すべての願いであり、子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることを認識し、子どもたちの思いや願いを受け止めていくことが大切です。

昭和22(1947)年、我が国では「児童福祉法」が制定されて児童の育成、保護という観点から様々な施策が展開されています。さらに、4年後には「児童憲章」で「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる」ことが宣言されました。

また、平成元(1989)年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」は、平成6(1994)年に批准されました。その中で、子どもは保護の対象であるばかりでなく、権利行使の主体であるという認識に立ち、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることと「締約国は、適当かつ積極的な方法で、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する」(第42条)が明記されています。

しかし、近年、我が国では少子化や核家族化、地域における人のつながりの希薄化など社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰など子どもの人権が侵害される事例が跡を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、児童虐待については、全国の児童相談所に寄せら

れる相談が急増しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生しています。平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。この法律では、児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務等が規定され、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者に対して、児童虐待の早期発見努力義務が課せられています。

「県民意識調査」から見ると、「子どもを取り巻く現在の環境について、よくないと思うこと」の問いに対し、「学歴偏重の社会の影響を受け、勉強のみの生活をしいられてると思う」、「家庭のしつけなど、親の子育ての姿勢に問題がある」、「いじめや不登校などの問題が深刻だと思う」が上位にあがっています。

また、「子どもの人権を守るのに必要なこと」として、「成績だけを重んじる教育のあり方を改める」、「他人に対する思いやりの心をはぐくむ」、「主体性や問題解決能力、豊かな人間性や健康といった『生きる力』を身につけさせること」をあげる人が多くなっています。

このような現実をしっかりと踏まえ、子ども一人一人が基本的人権の権利主体であるという認識を学校、家庭、地域のなかで確固たるものとしていくとともに、子どもの個性と人権を尊重し、一人一人の子どもの豊かな自己実現を図る教育を推進していかなければなりません。

(2) 指導の重点

学校教育における取組

ア 「児童の権利に関する条約」などの理解促進

「児童の権利に関する条約」には、「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する」という規定があります。これを受けて小学校から高等学校(特殊教育諸学校を含む)では、教育活動のあらゆる場面において、「児童の権利に関する条約」の趣旨と意義を踏まえながら、児童生徒の発達段階に即して、学習権や意見表明権等の人権の保障に努める必要があります。

そのためには、教職員自身が「児童の権利に関する条約」などについて研修を深め、理解促進を図ることが不可欠です。そして指導にあたっては、児童生徒の実態を正しく把握するとともに、子ども自身が自分たちの生活に即してこの条約について学べるように工夫することが大切です。

特に社会科、公民科等の教科や道徳、特別活動等の中で児童生徒に対しての学習の場を設定していく必要があります。

イ いじめ問題への取組

いじめの問題に学校が全力で取り組むためには、まず、教職員一人一人が日頃から

いじめに関する理解を深め、「いじめはすべての学校、学級、どこでも起こりうる」という基本認識をもっておくことが大切です。そして何よりも「いじめ」という差別を見抜く力量を高めることが大切です。

「いじめ」は絶対に許されないし、しかも差別の構造そのものです。「いじめられる側」の児童生徒を全面的に支える姿勢を堅持するとともに、個の確立を図って差別に立ち向かおうとする意欲と態度を高めていくよう支援していくことが重要です。さらに、「いじめる側」、「見ている側」にいる児童生徒の実態を捉えながら、「いじめ」の不当性といじめたり、それを見過ごしたりすることの差別性をともに考えさせ、自覚と反省を促すことが必要です。

ウ 豊かな自己実現を図るための取組

児童生徒を取り巻く社会には、ゆとりのない勉強中心の生活や人間関係の希薄化等により、自分自身に自信がもてなかったり、他人を意識するがあまりに同質指向や横並び意識が根強かったりなど、個性を尊重し、一人一人のちがいを認め合うことが十分に大切にされていない状況も少なくありません。児童生徒の個性と人権を尊重し、一人一人の子どもに「生きる力」をはぐくみ、豊かな自己実現を図るための取組が大切です。

自尊感情の育成

最近、すべての人の尊厳を認める人権意識の土台として、自尊感情が重要視されつつあります。自尊感情は、おもに子どもの頃に形成され、まわりの大人によって、認められたり、ほめられたりする経験が多いほど、より高まるといわれています。さらに、自尊感情が高まっている子どもほど、自分に対しても、他人に対しても良いイメージを持ちやすく、人間関係をうまく成立させたり、豊かな人間関係を築くことができたりするともいわれています。児童生徒の実態や実情に合わせて学校生活や授業等で意識的に取り組むことが大切です。

自尊感情

セルフエスティーム、自己肯定感、自尊心ともいう。自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きになる気持ちをさす。不完全で失敗もするが、精一杯生きようとしている自分の姿を受け入れられるとき、他の人の不完全さや失敗も、受け止めやすくなるといわれる。このように、自尊感情は肯定的に自分を意識したり、他者への配慮の基盤となるものとして、人権意識の育成の上でも重要な要素とされている。そのため、近年では、これを育てることが人権教育・同和教育などにおいても重要な目標となっている。

児童生徒への支援

学校において、教職員はすべての教育活動をすべての児童生徒の「人権を守り、尊重する」という視点から捉えて、取り組むべき教育課題を明確にするとともに、弱い立場におかれている児童生徒を大切に作る姿勢をもたなければなりません。そして、「いじめ」等の人権侵害を許さず、不登校などの困難な状況にある児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の人権を守る態度と実践を貫く必要があります。

その際、教職員の共通理解を図り、家庭や関係機関との連携や養護教諭、スクールカウンセラー等の協力を得ることも大切です。

エ 体罰の禁止と子どもへの虐待防止

教職員による体罰は、児童生徒の人権を侵害するのはもちろん、教職員と児童生徒との信頼関係まで損ないかねません。学校教育の場から体罰を根絶するためには、教職員一人一人が人権意識を高め、人権尊重の精神を根底に据えた教育観を確立することが大切です。そのため、教職員一人一人が、体罰は子どもの人権を侵害する絶対に許されない行為であり、教育の放棄を意味するという認識と自覚を深める必要があります。さらに、児童生徒の理解に努め、児童生徒との信頼関係を大切にしながら、教育目標に向かって努力することが、本当に児童生徒の心に響く指導につながっていきます。

また、保護者による「子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発展を損なう行為」である子どもへの虐待も深刻な問題です。虐待を受けた子どもは、からだに傷がある、家に帰りたがらない、表情が暗い、学業成績などの急激な変化など、必ず何らかのサインを発しているはずで

そこで学級のなかで孤立しないような仲間への働きかけや、持ち物、準備物などへの配慮が必要です。家庭や関係機関との連携はもちろん、学校の中で安心して活動できる環境をつくるのが大切です。県教育委員会発行「体罰と子どもの人権 - 体罰をなくそう - 」を活用した校内研修に取り組む必要があります。

社会教育における取組

ア 「児童の権利に関する条約」などの理解促進

子どもも大人と同じように人格と権利をもっています。「児童の権利に関する条約」では、すべての子どもが持っている権利について述べられていて、子どもの生命、生存、発達にとっての最善の利益を確保し、人権を具体的に保障しています。

社会教育においても、同条約などの内容が広く理解されるよう、指導者等に対しても周知を図り、子ども一人一人の権利が尊重される環境づくりを進めていくことが大切です。

イ いじめ問題への取組

いじめは、子どもの人権にかかわる重要な問題であり、学校のみならず家庭など社会全体で取り組むことが大切です。このため、関係者や関係機関が連携して対応できるように、連絡協議会や専門研修会を実施していくことが大切です。

そして、誰にも侵されることのない大切な命をもっているという意識を、子ども、親、そして地域の人たち一人一人がしっかりともち、それぞれの場で子どもの人権が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

ウ 子どもへの虐待防止

子ども虐待とその背景

子ども虐待の背景には、経済的問題や夫婦関係、近隣との関係など、多くの要因が複雑に絡み合っていることが多く、加害者である親だけを責めることはできません。また、子ども虐待をする親自身が、自分の親などから虐待を受けてきた場合があることも事実です。

子ども虐待への対応

子ども虐待発見時の対応としては、こうした複雑な問題を包括的に把握するとともに、関係諸機関が連携をしっかりと取り合う中で、組織的に援助していくことが大切です。

そのためには、関係機関・関係者が連携し、早期発見と保護及び家庭に対する総合的な相談と支援を実施していくことが大切です。そして子どもと接する機会の多い民生・児童委員、保育士、教職員及び保健医療関係者等と連携を図りながら、地域が一体となって児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していく必要があります。

エ 健全育成に向けての取組

様々な問題行動とその背景

現代の子どもの中で起こっているさまざまな問題の根底には、親や教師を含めた大人の子どもに対する自由意志を無視した様々なかたちの強制やその反対の放任が共通して存在しています。言い換えると、子どもの引き起こすさまざまな問題行動の原因の一つに、大人の子どもに対する不適切な接し方があると言えます。

図書、ビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大も、大きな原因の一つだと言えます。子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。

健全育成の推進

そのためには、関係機関等による環境浄化の取組をいっそう強化するとともに、青少年育成島根県民会議と密接な連携を図りながら、優良図書の読書運動などの普及啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政、民間団体、家庭、地域が一体

となった子どもの健全育成の取組を推進していくことが大切です。

オ 指導者の養成と相談・支援体制の充実

子どもの人権が真に尊重された社会を形成していくためには、形成のための理論と実践及び企画の充実を図る研修を進めるとともに、指導者同士の交流及び情報交換を図り、活動や相談の場をより積極的に設けていくことが大切です。

そのために、指導者の養成と相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。

「児童虐待の防止等に関する法律」

第一条 <目的> この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

第四条 <国及び地方公共団体の責務等> 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

4 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

第五条 <児童虐待の早期発見> 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第六条 <児童虐待に係る通告> 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条により通告しなければならない。

2 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

3 高齢者

(1) 現状と課題

わが国においては、平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化は急速に進んでおり、平成27(2015)年には4人に1人が高齢者という本格的な高齢社会が到来するものと予測されています。殊に本県においては、平成12(2000)年には高齢化率が24.8%で、昭和50(1975)年以来全国第1位であり、高齢者の自立と社会参加等、活力ある高齢社会の実現を目指した取組が重要な課題となっています。

こうした中で、一人暮らしや夫婦のみの世帯が増加し、同居世帯の減少とともに、住宅事情の悪化や生計の厳しさが生じています。また、「若い」を暗いものであるとの偏見、痴呆や介護に係る費用負担や介護放棄、身体的・精神的虐待などの高齢者に対する人権問題も指摘されており、さらに高齢者を敬遠したり、就労や社会参加の機会や場が少なかったりすることも大きな問題になっています。

「県民意識調査」からも、「これまでの経験や働ける能力を発揮する機会が少ない」「悪徳商法などの被害者になりやすい」「高齢者の意見や行動が尊重されない」等をはじめ、家庭内、施設、病院での問題や財産管理など高齢者に関する人権上の問題があげられています。

また、島根県高齢者・障害者総合相談センターの統計からも、「金銭・消費・契約の問題」「日常生活上の問題」「相続・遺言に関すること」等、さまざまな問題が生じていることがうかがえます。

地球規模で進行する高齢化に対し、国連においては、昭和57(1982)年に「高齢化に関する国際行動計画」を、平成3(1991)年には、「高齢者のための国連原則」を採択し、それを踏まえて平成11(1999)年を国際高齢者年と決めました。

わが国においては、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」が成立し、平成12(2000)年には、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針になるものとして「高齢社会対策大綱」が策定されました。さらに平成12(2000)年4月から介護保険制度もスタートしましたが、自己の決定の尊重、人間の尊厳を踏まえた施策の推進が求められています。

島根県においても、昭和63(1988)年に「島根県高齢者対策推進計画」を、平成12(2000)年には「島根県老人保健福祉計画」を策定して、高齢社会対策の取組を推進しています。

このような現状を踏まえて、真に高齢者の人権が尊重され、高齢者の豊富な経験や知識が活用される環境づくりを進めるなど、充実した生活を送ることができるような福祉教育・啓発の推進及び、生きがいづくりや就労対策の促進を図る必要があります。

(2) 指導の重点

学校教育における取組

学校教育においては、高齢化の進行を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めるための教育を推進する必要があります。

ア 高齢者と高齢社会に対する基礎的理解と認識

国連では、65歳以上の人口比率が7%以上の場合を「高齢化社会」、14%以上の場合を「高齢社会」と呼んでいます。日本では平成6(1994)年に14%を越えており、本県では、昭和60(1985)年に既に15%を越えています。これからも高齢化は進行するものと予測されています。

単に「高齢者」と言っても、その置かれている状況は家族と同居している高齢者、独居の高齢者、施設に入所している高齢者、また、状態からしても健康な高齢者、寝たきりの高齢者、痴呆性的高齢者等さまざまです。

こうした中で介護保険法が平成9(1997)年12月に成立し、平成12(2000)年度から実施されています。介護保険というのは、深刻化する高齢者介護の問題を社会全体で支え、解決していくうえでのシステムをつくるために構想されたものです。

このような理解と認識の上に立って、高齢者とのちがいによって生じる差別や偏見を許さない態度を身につけ、共に生きる社会の実現が必要であることを理解するとともに、これまでの社会を支えてきた高齢者に尊敬と感謝の念をもって接することが大切です。

イ 世代間交流や人材活用の促進

高齢者との交流を通して、高齢者の生き方や願いを体験的にとらえ、広く高齢者に関わる人権問題が自分自身の問題であるととらえることの大切さを知り、相互の人権を尊重し合って生きていこうとする態度を身につける必要があります。その場合、高齢者との出会いを肯定的に受け入れ、高齢者に対する差別や偏見をなくしていくとともに、介護についても正しく理解し、対等の関係を構築していくことが重要です。

交流の方法としては、直接的な方法として参観日、運動会、音楽会等学校行事への招待や学習活動の中での交流をはじめ、高齢者のための施設訪問や家庭訪問等があります。

また、間接的な方法としても、文通やビデオ等による関わり方もありますが、交流活動は単に用意された活動を共にするだけではなく、子どもが主体的に考え、自主的に行動することが大切です。そして、ふれあいを通して、高齢者の優しさや温かさ、他人を気遣う行動に学び、情操を養うことが重要です。

学校教育における地域の人材活用で、高齢者に負うところは大きいと言えますが、同時に教育効果に期待するところも大きいと言われています。一方、ここでは高齢者が誇りと生きがいの持てる場であり、子どもたちにとっては高齢者の優れた知識や技術と豊かな経験にふれ、高齢者に尊敬や感謝の念をもつ場になると言えましょう。

ウ 福祉教育の推進

福祉教育は、「福祉の心」の育成を目指し、誰もが人としてかけがえのない存在であることを確認しながら、そのような人としての生き方を求めるものであり、人権感覚をみがき、自ら切磋琢磨し、連帯性を高めていく教育でもあります。

学校教育においては、教育活動の中に福祉教育を適切に位置付け、発達段階を考慮して、家庭や地域などとの連携を図りながら、実践力を育成することが大切です。

そのため平成11(1999)年に県教育委員会が作成した「福祉教育指導資料」等を活用して、生命の尊重や思いやりに満ちた人間関係を築くことの大切さを学習したり、参加交流型の福祉活動等の取組を進めたりする必要があります。同時に地域や施設等との連携を図りながら、ボランティア活動など体験活動による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉などの高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深めることが重要です。

社会教育における取組

急速に進行する高齢化の中で、家庭、地域、行政、企業等あらゆる場を通じて、高齢者の人権が真に尊重され、心豊かで生きがいのある生活を保障していく取組が大切です。

そのためには共生の理念に立ち、高齢者に対する理解と認識を深めるとともに、置かれている状況や実態を踏まえて、社会参加活動や就労対策の促進を図り、さらに、高齢者にかかわる人権問題解決のため、実践的な態度や行動力を高めていく必要があります。

ア 高齢者のための国連原則

「高齢者のための国連原則」は、平成3(1991)年の国連総会において採択されました。これは、「高齢化に関する国際行動計画」の推進などを目的とするもので、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5つの原則が掲げられ、各国の高齢社会対策に関する計画などに、この原則を組み入れることが奨励されています。

わが国の高齢社会対策も、「高齢化に関する国際行動計画」及び「国連5原則」の趣旨を踏まえて推進されており、5つの原則に関する理解と認識を深めることは不可欠の学習テーマです。

イ 高齢者の人権保障

高齢者の人権にかかわる問題としては、介護放棄や家庭内での孤立、その有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性等が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活が送れるよう支援するとと

もに、高齢者が社会を構成する重要な一員として、各種の活動に積極的に参加できるよう条件整備に取り組む必要があります。

高齢者の人権を保障するためには、何よりも高齢者が社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための教育・啓発活動を充実・強化していく必要があります。

高齢者や障害者に配慮した環境整備も重要で、住宅や公共施設におけるバリアフリー化、道路環境の整備等、自立を促すソフト・ハード両面の環境づくりを進める必要があります。本県の「財団法人しまね長寿社会振興財団」でも、民間の公共的施設のバリアフリー化を促進し、高齢者・障害者等誰もが住みよいまちづくりを進めるための支援を行っています。

また、在宅福祉や地域福祉は、援助を必要としている高齢者や障害者などの地域社会での生活権を保障するための方法として生まれたと言われている「ノーマライゼーション」の理念とともに、新しい福祉の考え方に立ったものです。

ウ 生きがいづくり

高齢社会においては、長期化した高齢期を生きがいのある充実した生活を送るために、主体的に社会とかかわりをもち、各種の活動に積極的に取り組むことが求められています。

増大した自由時間を生涯学習やボランティア活動に充てるなど、生きがいのある暮らしをもつことや、それまでの人生で培われた豊富な経験や知識を生かすことも重要です。

高齢者の生きがいづくりを促進するためには、主体的な取組はもとより、シルバー人材センター、高齢者大学校、公民館等における学習メニューや推進体制、施設などの条件整備が重要です。

本県では、豊富な経験をもつ高齢者が、さらに幅広い知識を習得し、生きがいをもって活動するとともに、地域社会の発展に一層寄与できるよう島根県立生涯学習推進センターでは、生涯学習の情報提供、学習相談、資料提供等学習の支援を行っています。

また、「財団法人しまね長寿社会振興財団」では「高齢者大学校シマネスクくにびき学園」を開設し、継続的、計画的に多様な学習の機会を提供しています。さらに、「しまねいきいきファンド」による助成などの事業等も実施しています。各地域においても施設の整備をはじめ、文化活動やスポーツ活動等一層の充実と推進を図っていく必要があります。

エ 就労対策の推進

年齢を理由に社会参加の機会から遠ざけることは、人間としての自由や平等の侵害にほかなりません。高齢者には豊富な経験や知識があり、平成8(1996)年の労働力

調査によれば、65歳以上の4人に1人は、現に就職しているか、就労の意志をもっている人であると言われています。

国においては、「高齢社会対策基本法の制定」「高齢者雇用安定法」「高齢社会対策大綱」などにより、60歳定年制の義務化などをはじめ、継続雇用や再就職の促進などの総合的な雇用・就業対策を推進し、高齢社会対策を進めています。

また、企業においても、定年を60歳以上に延長するところが増加し、定年後も働く希望をもつ従業員を再雇用する取組も進めています。

高齢者が長年にわたって培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引上げ等による安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む必要があります。

オ 相談体制・支援体制の整備と充実

島根県社会福祉協議会の「島根県高齢者・障害者総合相談センター」において、人権侵害、財産管理等の権利擁護に関することや保健・医療・福祉に関すること、その他、生活に関する等の諸問題について本人や家族の相談に応じ、適切な対応ができるようにしています。

島根県社会福祉協議会の「しまね地域福祉生活支援センター」では、痴呆性高齢者など、判断力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。

市町村社会福祉協議会等においても、相談及び援助のためのサービスや情報提供等を行っています。

カ 広がりと浸透を図るために

公民館における取組として、高齢者の生きがいづくりを進めるために、高齢者学級の開設による教養・文化・スポーツ活動の推進を図るなど、学習機会の体系的整備に努める必要があります。

また、高齢者の優れた知識や経験を生かした活動、地域ボランティア活動、世代間交流など、社会参加の促進を図ることも重要です。

高齢者の人権と尊厳が守られ、充実した生活が送られるよう高齢者に関わる問題を地域全体の問題としてとらえ、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていくことが大切です。

各教育機関、行政、企業、各種団体等が密接な連携を図り、高齢者の人権についての認識と理解を深めるための教育・啓発活動を組織的に推進するとともに、高齢者の人権問題の解決と人権擁護のための相談及び支援体制の整備を進めることが求められています。

人権教育の充実と促進を図る上で、指導者・リーダーの役割は極めて重要です。熱

意のある人を発掘するとともに、学習機会の充実を図り、指導者・リーダーの確保、また、指導力の向上に努め、指導体制の充実強化を図ることが重要です。

各教育機関、行政、企業、各種団体等においては、今日的課題と現状を踏まえ、高齢者問題について正しい知識と情報を提供するなど、啓発活動の効果的な推進により、世論の高揚と実践化につながる充実した取組が望まれます。

4 障害者

(1) 現状と課題

我が国で障害者の人権が見直されはじめたのは、第二次世界大戦後、基本的人権の尊重を明記した昭和21(1946)年の日本国憲法制定からですが、「国連・障害者の10年」(1983~1992)の後、障害者問題をめぐる状況が大きく変化してきました。平成5(1993)年に「障害者基本法」の制定、同年「障害者対策に関する新長期計画」の策定、その具体化を図るための重点施策実施計画として、平成7(1995)年に「障害者プラン」の策定等がなされてきました。

平成11(1999)年7月の「人権擁護推進審議会答申」は、現状の中で「就職に際しての差別の問題のほか、障害者への入居・入店拒否などの問題が依然として存在しており、さらに、施設内における知的障害者等に対する身体的虐待事件の多発などが近時目を引く。」と課題の一部を指摘しています。

「県民意識調査」では、「障害のある人に対して、根強い差別や偏見がある」「どちらかといえば障害のある人に対して、根強い差別や偏見がある」と回答した人は、合わせて52.8%となっています。障害者と犯罪とを関連づけたり、隔離すべき対象としてとらえるような発言等があった例もあります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」いわゆる「身体障害者雇用促進法」では、平成10年7月から企業は従業員の1.8%の障害者を雇用することを義務づけています。しかし、実情は必ずしもそうはなっていません。本県においては、実雇用率、法定雇用率達成企業割合とも全国平均に比べ高い水準を維持していますが、いまだに雇用率を達成していない企業も多数存在しています。また、「県民意識調査」でも、「障害のある人の雇用がすすまないのはやむをえない」「どちらかといえば障害のある人の雇用がすすまないのはやむをえない」を合わせた「やむをえない」と回答している人は39.9%となっています。

今後、関係機関と連携協力して、障害者の雇用促進のための周知啓発を徹底するとともに、企業に理解を求める必要があります。

平成8年度発行の「一人一人を大切にした教育」において、文部科学省(当時 文部省)は、盲・聾・養護学校、特殊学級の児童生徒については「障害等のある子供たちの

中には、対人関係を良好に保ったり、社会生活を送ったりする上で、困難な面が見受けられることがあります。このため、早い時期からこうした点に配慮し、将来の社会参加・自立に必要な資質を養うよう努める必要があります。」「交流教育は障害等のある子供たちにとっても有意義なことであるばかりではなく、その相手となる小・中学校等の子どもたちや地域の人たちにとっても意義のあることです。」「と交流教育の大切さを述べています。

平成13(2001)年5月1日現在、県内には特殊教育諸学校(盲、ろう、養護学校)が12校あり、特殊学級が342学級あります。「通級による指導」については、言語障害・難聴の児童生徒を対象に22の小中学校に33の教室が開設されています。これらの学校における教育活動や社会教育を通じて、こうした現状をより改善していくことが求められています。

(2) 指導の重点

WHO(世界保健機構)は、昭和55(1980)年に障害をとらえる視点を提起しました。それによると障害は、インペアメント(impairment:手足の欠損や形態損傷など機能障害)、ディスアビリティ(disability:インペアメントなどによる能力障害)、ハンディキャップ(handicap:社会的障害、不利)の3つのレベルでとらえられています。現在ではこの考え方がさらに見直され、障害者に社会的不利(差別)をもたらすものは、物理的・社会的障壁(バリア)であり、偏見や態度であると考えられています。

そして、障害者の人権を守るために真に必要なことは、実は医療やリハビリのみではなく、設備の不備とか法律や制度上の不備といった障壁を除去し、あるいは障害者に対する偏見といった意識や態度を変えていくことである、と考えられています。

これは、障害者に対して必要なのは配慮であり特別扱いではないとする考え方と同じものです。また自分が同じ立場であれば、やはりそのようにしてほしいと思うだろうことをする、というボランティアの考え方とも通じるものであり、このような障害観の確立こそが現在求められているものだといえます。

そして、障害観の確立と物理的・社会的障壁の除去に視点を置いた取組が重要となります。

学校教育における取組

ア 障害児を支える取組

学校においてはまず、障害によって被差別の立場となる可能性のある児童生徒を支える取組がなされなければなりません。障害児が、障害があるということに対して劣等感等を持つことがないように支援していく必要があります。また、周囲の人が障害児の障害部分のみを見つめることがないように支援も必要となります。

そして、お互いを尊重しあう関係を育てることが大切です。

そのためには、教職員が児童生徒一人一人の実態を理解し、障害児やその保護者の思いや願いを把握したうえで、必要な配慮を行っていくことが求められています。

イ 交流学习

児童生徒の人間関係を広げ、社会性を豊かにすること、また、お互いをよりよく理解し、望ましい人間関係を身につけるための方法の一つとして、交流学习を効果的に設定することが有効であるとよく言われています。手助けをしてあげる・手助けをしてもらう、という意識での交流学习ではなく、共に生きるという価値観にせまる交流学习こそが、意味のある学習につながると思われます。

ウ 障害等に配慮した教育

平成8(1996)年7月の中央教育審議会答申は、「新しい学校教育の実現のための条件整備等」における8つの柱の一つとして「障害等に配慮した教育の充実」をあげ、「障害のある子どもたちに、可能な限り社会的な自立や参加をし得る“生きる力”を培うことは極めて重要なことである。」としています。「個に応じた指導を徹底し、子どもたちの“生きる力”の育成を図る」という答申の基本理念は、まさに、特殊教育がその本質として追求していることにほかなりません。また、インテグレーション(inntegration: 障害のある子どもと障害のない子どもとが、可能な限り通常の学級において教育を受けることができるようにすると同時に、児童生徒の障害の状況に応じて特別な学級・学校における指導も行うことができるとする教育理念)やさらにはインクルージョン(inclusion: 障害の有無によらず、すべての子どもを対象として一人一人の特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきであるとする教育理念)といった概念も世界では声高に唱えられはじめています。

エ 進路保障に向けての取組

障害のある児童生徒への支援は、在学期間中のみ行えばよいというものではありませんし、卒業後の進路に関しては、狭いと言わざるを得ません。本県としても「特殊教育諸学校進路開拓推進事業(あいワーク)」など、進路開拓に取り組んでいます。こうした取組のより一層の充実が望まれます。また、進路保障を考える際、高等学校あるいは特殊教育諸学校高等部卒業後までではなく、大学・専門学校等卒業後までも視野に入れる必要があります。

社会教育における取組

ア 障害および障害者への理解促進

障害及び障害者に対する正しい知識を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の定着を図ることが求められています。「障害者の日(12月9日)」「障害者週間(12月3～9日)」「人権週間(12月4～10日)」「精神保健福祉普及運動週間(10月第4週)」などを中心として各種啓発活動が行われています。また、ボランティアセン

ター等を通じて各種ボランティア活動の支援や充実も図られています。

イ 障害者への情報提供

今日の情報通信及び関連機器の進歩は、障害者のハンディキャップを軽減し、社会参加を促進する大きな可能性を秘めています。このため、障害者への情報提供機能の充実や拠点づくりに努めるとともに情報機器の活用によりコミュニケーション手段の確保を図り、障害者の生活を豊かにするための情報化を進める必要があります。本県においても、拠点施設を中心とした情報提供や、各種ネットワークとの連携による情報提供体制づくりを推進しています。

また、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成15年度から新たな利用の仕組み（支援費制度）に移行することとなりました。こうした点も、きちんと情報提供をしていく必要があります。

ウ 就労等自立支援

本県の特殊教育諸学校においては「特殊教育諸学校進路開拓推進事業」が機能しつつありますが、学校に在学していない人にも「職域開発援助事業」として就労援助が行われています。厳しい現状を改善していくためにも、こうした事業が理解され拡大されていくことが期待されます。また、就労後の定着率の低さも課題としてあげられます。これについては、受け入れ側にも問題があるのだという認識を求めていくことも必要となります。

5 同和問題

(1) 現状と課題

昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」は、同和問題の本質について「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。我が国固有の人権問題である同和問題については、この答申を受けて国及び地方公共団体の本格的な取組が始まりました。

昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策が施行されました。

その後も2度にわたって施行された「特別措置法」に基づき、国、県、市町村が一体

となって同和問題の早期解決に向けて積極的な推進が図られてきました。

本県においても、差別意識を解消するための教育・啓発の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、生活環境の改善などの対策を講じてきました。平成6(1994)年には、「島根県同和対策推進計画」を策定し、これらの諸施策をさらに推進して、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきました。

「島根県同和対策推進計画」では教育・啓発に関して「差別の現実に学ぶことを基本姿勢とする」「同和地区児童生徒の学力向上と進路保障に対する取組を積極的に推進する」「隣保館や教育集会所等を拠点とする学習会や文化活動」といったことについて方向性を示しています。

平成8(1996)年に県教育委員会が発刊した「同和教育指導資料 第19集」は、これらの方向性に基づき作成されました。

こうした取組により、生活環境等の劣悪な実態は概ね改善されるとともに、県民の同和問題に対する理解と認識も深まってきました。しかし、平成8(1996)年に提出された国の「地域改善対策協議会意見具申」では、「差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在している」と述べられており、「県民意識調査」の結果も差別意識が依然として残っていることを示しています。また、同和地区の人々を中傷する差別発言や差別落書などの問題も今なお発生しており、差別意識の解消に向けての教育・啓発をさらに進めていく必要があります。

平成7(1995)年から始まる「人権教育のための国連10年」に基づき策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」などをうけて、本県でも平成12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、その中で、「同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、固有の経緯等を十分認識しつつ、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、『島根県同和対策推進計画』に沿った教育・啓発を効果的に進めていく」と述べています。

平成14(2002)年3月31日をもって、「地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が期限切れをむかえ、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了しますが、同和問題は依然として現存しており、特別対策の終了が同和教育の終了を意味するものではありません。法の期限切れが、同和教育の後退にならないように、差別意識解消に向けて教育・啓発はこれからも推進する必要があります。

(2) 指導の重点

学校教育における取組

ア 進路保障の取組

同和問題解決の中心的課題の一つに、同和地区の人々の就職と教育の機会均等を完全に保障することによって、生活の安定と地位の向上を図ることがあります。しかし、同和地区の人々に対する差別意識はいまだに現存し、教育や就労においての格差が残存しています。これは、長年の部落差別とそれに起因する不安定な生活や不十分な教育環境の結果であり、それがさらに同和地区の人々の希望する仕事や教育の機会を奪うという悪循環を繰り返してきました。

進路保障とは、それを断ち切るため、同和地区児童生徒の学力を高め、将来の進路を保障していく取組です。それは、単に進学や就職に際して、進路指導や公正な採用選考を実現するための取組だけではありません。それは、同和地区児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、さらに、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、幅広い教育活動を計画的に進めていくことです。

推進体制の確立

教職員一人一人が進路保障に取り組む姿勢を確立し、全教職員によって組織的、継続的に進路保障を進めていく推進体制を確立する必要があります。

実態の把握

幅広い視点から部落差別の現実や児童生徒の実態を的確に把握することが大切です。同和地区の保護者や児童生徒の将来の進路に対する願いや悩み、不安等を的確に受け止め、進路を保障するための教育課題を明らかにすることが重要です。

進路保障を阻む要因の除去

- 児童生徒一人一人を支える体制づくり

同和地区児童生徒が自分の悩みや不安を話すことができ、相談できる体制を確立する必要があります。そして、学校生活や学習面、健康上の問題、家庭の問題、進路等の問題で悩みを抱えている児童生徒が、自己の意欲と能力を十分に発揮して学習し、生きていくよう、その悩みを解決していくための速やかな取組が必要です。

- 就職差別撤廃に向けた取組

就職差別撤廃のためには、職業安定行政、教育行政等の行政機関や高等学校職業指導協議会、および企業、関係機関・団体等との連携体制の充実と整備に努め、就職差別撤廃に向けた取組体制の確立と強化を図る必要があります。

- 就学の支援体制

進学への意欲と能力を持ちながら、経済的理由や差別等によって学ぶ意欲を喪

失し、進学を断念したり中途退学したりすることのないよう、就学への支援に努めることが大切です。そのため、児童生徒一人一人が将来への展望を持って学んでいくことができるよう、就学を支援する体制づくりに取り組み、また、奨学資金制度の周知と活用の促進、教育相談や個別指導の充実強化を図ることが大切です。

自らの将来を切り拓いていく意欲と態度の育成

- 自ら学ぶ意欲と態度を高める取組

あらゆる場と機会を捉えて、自分自身で主体的に判断し、自主的に行動する実践的な意欲と態度を育てること、また、友だちと支え合い、励まし合って共に学ぶ学習活動を通して、自ら学ぶ意欲と態度を育て、主体的に問題解決に努める実践力の育成に努めることが大切です。

- 学力向上をめざす取組

「おくれ」や「つまずき」のみられる児童生徒に焦点をあて、「わかる授業」や「個に応じた指導」への創意工夫に努め、学ぶことの充実感を体得させることにより、基礎学力や学習意欲の向上を図ることが大切です。

また、同和地区児童生徒が、差別に打ち勝って豊かな自己実現に努め、将来をたくましく生きていく力を培う指導を充実し、さらに、差別の不当性や差別撤廃に向けて、自己の思いや願いを生き生きと表現する技能や、相手に自分の気持ちや意見を率直に主張し、伝える力を身につけていくよう支援することが大切です。

- 社会的立場の自覚を深める取組

教職員が被差別の立場にある児童生徒を徹底して支えていく姿勢と取組を貫くことが重要です。そして、個々の児童生徒の発達段階やおかれている立場の自覚の状況、周囲の支えやその後の見通し、保護者の願いや意見などを見極め、周到的な教育上の配慮と家庭や地域との連携のもとに、児童生徒一人一人が社会的立場の自覚を深める指導を充実していくことです。

- 集団づくりの取組

さまざまな困難を抱えている児童生徒や被差別の立場にある児童生徒を大切にしたい集団づくりに取り組み、児童生徒が自分の悩みや願いを本音で語ることができる、友だちの悩みや辛さを自分の問題として考え、共に解決していこうとする連帯感を育てる指導を充実することです。

イ 人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う取組

差別をしない、させない、許さない確かな人権意識の高揚と、差別をなくす実践力の育成を図るためには、身近な生活の中にある差別や偏見、不合理等の問題を捉えて学習を展開し、自分の生活や生き方と結びつけながら、人間の尊厳や人権尊重への認

識と自覚を深めさせることが大切です。

また、すべての教育活動を通して人権意識高揚の視点に立って筋道を立てて科学的・論理的に考える能力、相手の気持ちや立場を尊重する態度、友だちと協力して活動する実践力などの育成に努めることが大切です。

教職員が差別をなくし、人権を尊重する姿勢を貫く取組

差別をなくし、人権尊重を貫こうとする教職員の意識や情熱、姿勢が児童生徒の人権意識の形成に大きな影響を及ぼします。また、児童生徒の人権意識と差別をなくす実践力を高めるためには、教職員が、日々の教育活動の中で児童生徒一人一人の人権を守り、尊重することが重要です。

日々の教育実践を人権の視点から点検するとともに、日常的に自己の生き方の実践を通して、人権や生命の尊さを児童生徒に語りかけることが大切です。

教育活動全体を通して人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う取組

- 人権意識や差別をなくす実践力を培う基盤となる能力や態度の育成

人権意識を高め、差別をなくす実践力を培うという視点に立って日常の教育活動の充実と改善に努め、人権の尊さと差別や偏見等の不当性を正しく認識し、差別を許さず主体的に行動しようとする実践力の育成につながる知性、感性、意欲、態度等を培っていくことが大切です。

- 差別や偏見のない集団づくり

学校生活の様々な場と機会を通して、児童生徒相互や児童生徒と教職員との人間的なふれあいを深め、差別や偏見のない豊かな人間関係を大切にする生き方を身につけさせることが大切です。

- 人権尊重への自覚と差別に対する科学的な認識の進化

身近な生活の中の差別問題について問題意識を高め、科学的な認識を深める学習を教育活動全体を通して進めるとともに、発達段階に即して、同和問題学習を系統的に展開することが重要です。

同和問題学習

部落差別に対する科学的な認識を深め、差別をなくしていこうとする意欲と実践力を培う学習のことをいいます。

部落差別に対する科学的な認識とは、「部落差別は、どのような歴史的・社会的背景のもとに作られたのか。」「現実の社会生活において、差別の実態がどのように現れ、日常生活の中でどのような問題や不合理を生み出しているか。」「部落差別が、社会意識にどのような影響を及ぼしているか。」などを客観的な事実に基づき正しく認識することです。

同和問題学習の内容

• 部落差別の現存認識

差別の現実から学ぶことを重視し、自分の生活とのかかわりについて捉える。

• 部落差別の社会的認識

現存する差別が社会的、経済的關係等にどのように現れ、どのような問題を引き起こしているか、さらにどのように社会意識に影響を与えているかなどについて、社会生活上の具体的な事実に即して認識を深め、差別は差別する側の問題であり、基本的人権を侵害し、人間の尊厳を侵す、許されない行為であることを理解する。

• 部落差別の歴史的認識

部落差別の歴史とその背景について学習を深め、人間によって作られた部落差別は人間の力によって必ずなくせるという認識と展望を確立する。

• 同和問題解決への展望と自己課題化

同和問題は、国民の努力と主体的な取組によって必ず解決できる問題であるとの認識を高め、また、自分たち一人一人が差別をなくしていかなければならないという認識を深める。

社会教育における取組

基本的人権の尊重が民主社会の基本であり、同和問題の早急な解決が国民的課題であることを地域住民のすべてが正しく認識することは、社会教育の重要な課題です。

ア 学習内容の創造

差別の現実に学ぶ取組

同和地区の人々が地域や職場等の日々の生活の中で、今なお不合理な差別を受けているという現実と、同和地区に対する差別的な社会意識が存在することを、具体的な事実を通して学ぶための学習内容を工夫する必要があります。

誤った考え方を払拭する取組

「差別はもうなくなった」等の同和問題に対する誤った現状認識や、同和問題解決への展望を欠いた「寝た子を起こすな」式の傍観者的な考えが見られる実態と背景を正しく捉え、それを克服し、払拭するための学習内容の構成に努めることが大切です。

イ 学習方法の創意工夫

社会教育において取組を進めていく場合、次のような視点が必要です。

住民が学習主体者となる参加型学習

感性に訴える学習と科学的な認識を深める学習

身近な生活の中の差別や人権に関する教材を取り上げた学習

同和地区との連携や交流活動・共同学習の推進

地域に密着した小地域学習会の工夫

同和地区における文化・学習活動

同和地区での文化・学習活動には、公民館や隣保館の文化・学習活動と目標・内容など重複する場合も多いので、密接な連絡と連携を図り、より充実したものにするように努める必要があります。

ウ 指導者の養成・確保と力量向上の取組

指導者の役割

指導者は同和問題や同和教育に関して豊かな識見や経験を持つだけでなく、常に自己の意識や教育姿勢を点検して意識変革に努め、家庭や地域社会、学校、職場等の中で、自らが差別撤廃に向けて主体的に行動することが求められます。

指導者の養成

同和問題解決に熱意のある人材を発掘し、指導者養成事業を計画的に実施するとともに、研修機会の拡充を図り、指導者の養成と確保、指導体制の充実強化を図ることが必要です。

指導者の養成にあたっては、指導者としての役割と使命について自覚を高める研修をすることが大切です。また、実際の啓発活動や学習活動に携わる中で、地域に厳存する同和問題の現実から深く学び、指導者自らの意識改革と指導力の向上を図っていくことが大切です。

そのため、公民館、社会教育関係団体、企業・職場、自治会、住民グループ等での研修会や学習会、および同和地区における教育・文化活動の推進を図るための学習活動や地区外の交流学习等において、指導者としての活動の場と機会の提供・確保を図り、積極的な活用の促進が図られるよう配慮していく必要があります。

エ 住民が学習の主体者となって進める取組

学習の効果を高め、地域住民一人一人が同和問題の解決を自分自身の問題として受け止め、主体的に同和問題学習に取り組むためには、社会教育関係団体や自主的学習グループ等による自発的な学習活動の促進と充実を図ることが大切です。

オ 企業等における取組

本県では、就職差別をなくすために従業員30人以上の企業・事業所に公正採用選考啓発推進員が置かれ、公正採用の取組がなされていますが、同和地区の人々の就職の機会均等を図り、雇用の促進と職業の安定を確保するためには、教育行政や

職業安定行政等の行政機関が相互に連携を深めながら、事業主や企業トップに対する同和問題の啓発や指導の充実を図り、企業・職場内での効果的で積極的な同和問題研修が推進されるよう指導援助していくことが必要です。

6 外国人

(1) 現状と課題

平成2(1990)年に「出入国管理及び難民認定法」が改正されました。その後、外国人登録者の数が急速に増加し、本県においては10年間で2.8倍となり、国別では中国が1,584人、ブラジルが1,319人、韓国・朝鮮が1,136人、フィリピンが949人...の順で、合計5,563人となっています(平成12年度末調査)。

県内には子どもたちへの日本語指導に取り組んでいる学校があります。また、「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業」や「外国人児童生徒など教育相談員派遣事業」に取り組んでいる市もあります。

平成11(1999)年の「人権擁護推進審議会答申」では、外国人に関する課題として「諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつある中、就労に際しての差別の問題のほか、外国人への入居・入店拒否など様々な問題がある。また、在日朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせなどの事件や差別発言などの問題もある。」と指摘しています。

平成11(1999)年に行われた「県民意識調査」によると、「在日外国人の生活態度」の考え方について「人にはそれぞれ民族の文化や生活習慣があるので、それを十分に尊重し、いろいろな文化が共存できる社会をつくるべきだ。」を支持した回答は66.5%であるのに対し、「日本に住む以上、日本の文化や生活習慣に順応し、日本人と同じような生活をすべきだ。」を支持した回答は31.2%となっています。

外国人の持つ文化や生活習慣を受け入れて、共生していく社会をつくることへの理解を示す人が増えてきつつある中で、一方では、異なる文化を受け入れることに対する不安や抵抗を持つ人も少なくないと考えられます。

歴史的経緯により日本に住むようになった外国籍の人々がいます。本県の在日韓国・朝鮮人は、ほとんどが戦前から日本に住んでいた人、あるいはその子孫です。

- 平成8(1996)年の「第2回在日韓国・朝鮮人実態調査結果」によると
- ア 母国語を話す能力については、「よくできる」「まあできる」を合わせた「話せる」人は4割強となっている。家庭では8割以上が主に日本語を使っている。
 - イ 社会的な民族習慣(祭事や結婚式など祝い事)は少なくなる傾向にある。
 - ウ 「民族を隠して通学した」の割合は下がってきており、国際理解教育などにより日本人の排他性が改善されてきたこと、または若い日韓国・朝鮮人の民族的自覚が高

まってきたことが考えられる。しかし、80%以上の人が「日本風の通名を持っている」、54%の人が「何らかの被差別経験がある」と答えている。

と報告されています。

国際化が進む中で、在日韓国・朝鮮人を取り巻く環境も徐々に変化しつつあります。しかし、この報告にある「母国語会話能力の低下」「民族習慣の喪失」「通名の使用」「被差別経験」などの背景には、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識が考えられます。

このような状況を踏まえながら、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される社会を構築していくことが求められています。

(2) 指導の重点

学校教育における取組

学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育を充実していくことが大切です。

ア 互いの文化や習慣を尊重する態度を育てる教育活動の推進

外国人に対する偏見や差別意識は、他国の文化や習慣への理解の不足が原因の一つだと考えられます。そこで、学校や地域の実態に応じて、各国の歴史や文化・慣習についての理解を深める学習を取り入れ、外国人の持つ文化や生活習慣などの多様性に対する寛容な姿勢やそれを尊重する態度を、一人一人の児童生徒に育てていくことが大切です。

また、在日韓国・朝鮮人の問題については、児童生徒や保護者が日本に住むようになった経緯や社会的背景を理解するための学習を、児童生徒の実態に応じて適切に行っていく必要があります。

このような国際理解に関わる学習を教育課程の中に位置付けて、意図的・計画的に教育活動を展開していくことが大切になってきます。

イ 児童生徒を支える取組

学校にはいろいろな児童生徒の存在が考えられます。外国で暮らしたことがある児童生徒、日本国内に住んでいても日本国籍を持ってない定住外国人となる児童生徒、本人は日本国籍であっても父母などがそうでない児童生徒などの存在です。これらの児童生徒が習慣や文化の違いから差別されないようにしなければなりません。

指導においては、これらの児童生徒が民族や自国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティを確立できるような支援が大切です。また、児童生徒の実態に応じて、日本語指導を行うとともに、学校生活への適応のための指導体制を充実させることも

必要です。

さらに、児童生徒相互の交流を深めることにより、理解し合い、支え合うことができる人間関係作りを進めていくことも大切です。

児童生徒の持てる能力や適性が十分に発揮され、一人一人が自己実現を図ることができるように関連機関とも連携し、適切な進路保障に取り組む必要があります。

ウ 教職員の研修と児童生徒理解

在日外国人の児童生徒を支えていくには、校内研修を通じて、教職員の人権意識を高め、「文化や生活習慣の違いなどが差別の理由になってはならない」という意識を全教職員がしっかり持つことが必要です。

また、外国人に対する被差別の現実に目を向け、児童生徒の置かれている状況を多面的に把握するとともに、児童生徒やその保護者の思いや願いを的確に把握する努力が必要です。

エ 家庭や地域への取組

在日外国人の児童生徒だけでなく、その保護者も様々な悩みをかかえていることがあります。家庭訪問や学級懇談の機会などを活用して、連携を深めることが大切です。また、指導の方向や指導者としての願いを、地域や家庭に積極的に発信していくことも大切です。

社会教育における取組

国際交流・協力の広がりや在住外国人の増加に伴い、他国の人やその文化に接する機会が増えてきます。異文化を自分たちの価値観で一方的に評価するのではなく、異文化が独自に培ってきた価値観を理解し、地域に居住する住民として、「共に生きる」社会の構築に協力していくことが求められます。

社会教育においては、互いの人権が尊重され差別のない社会をつくるために、「共に生きる」社会の構築の大切さを多くの人理解できるように努力する必要があります。そして、全ての人自らのアイデンティティを確立し、自らの生き方に誇りを持つことができるような取組を進めていくことにより、文化・習俗・習慣・国籍などが「差別を受ける理由にならない」という意識を高めていくことが大切です。

ア 交流を深める活動の充実

外国の文化や習慣について、正しい理解を持つことができるようにしていくことが大切です。そして、互いの文化や習慣の違いを認め、尊重し合う態度を育てていく必要があります。

そのためには、交流学習や交流活動の機会を増やすとともに、その活動への積極的な参加を呼びかけていく必要があります。また、交流学習や交流活動が充実したものとなるように、その内容を工夫していくことも大切です。

イ 企業における取組

企業においては、国際化が進む中で「皮膚の色、言語、文化、習俗、習慣」などのそれぞれがもっている差異を認めていくことが大切です。このことが、有能な人材を集めたり、生かしたりすることになり、企業の発展や社会貢献につながっていくと考えられます。そのためにも、積極的な研修が求められます。

ウ 永住外国人に対する取組

在日韓国・朝鮮人をはじめとして、歴史的背景などによって日本に永住している人たちに対する取組も必要です。

在日韓国・朝鮮人共生セミナーなどへの参加を促し、歴史的経緯や社会的背景について正しい認識を多くの人々が持つことができるように努力する必要があります。

エ 情報の提供

在住外国人が求めているものに「日本語の学習機会」「生活上の問題についての相談窓口や相談機関」「医療や福祉に関する生活情報」があります。これらの要望に対して、県や市町村も取組を進めているところです。取組の状況も含めたさまざまな情報をできるだけ多く提供していく姿勢を持つことが大切です。

() ここでは、日本に住む「韓国籍」「朝鮮籍」の人々を総称して「在日韓国・朝鮮人」を使っています。

7 患者及び感染者等

(1) 現状と課題

国が策定した「国内行動計画」には、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者、エイズ患者とハンセン病に対する差別や偏見が重要課題の一つとして取り上げられています。

HIV感染者

HIV感染者は、医療、福祉など本来ならば積極的に保護され、支援されるべき人々ですが、病気に関する正しい理解、認識の不足や偏見などに影響され、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が指摘されています。また、「エイズ」という言葉の差別的なイメージが先行し、さまざまな差別が起きようになってきました。最初に差別を受けたのは血友病の人たちでした。血友病というだけで解雇されたり、就職、入学を拒否されたり、学校で仲間はずれやいじめにあったり、近所の嫌がらせから引っ越しをしなければならなくなったりと、差別の例は少なくありません。

このような現状から、正しい知識と認識を一人一人がもつことや、相手の立場に立った人権を尊重する態度を培うことが今後の大きな課題です。

ハンセン病患者

ハンセン病患者は、「らい予防法」が平成8(1996)年に廃止されるまで、療養所へ

の強制隔離等が行われ、患者本人や家族、親族までが偏見をもたれ差別を受けてきました。さらに、その影響がまだ続いているのが大きな問題であり、今後の解決すべき課題です。わたしたちは、ハンセン病に関する正しい知識を習得し、「差別」の解消に向けて努力していく必要があります。

腸管出血性大腸菌（O・157）感染症患者

平成8（1996）年7月、大阪府の学校で集団発生し、死者を含め多数の患者・感染者がでました。原因が特定されるまでは、全国的に一種のパニック状態が起き、患者・感染者や家族に対する差別やいじめも発生しました。

原因がわかり、その後は発生件数も少なくなりましたが、私たちが偏見や差別について考える上で、大きな教訓となりました。

その他の難病（特定疾患）

難病のうち、指定された特定の疾患を「特定疾患」といいます。

現在、特定疾患は44あり、原因が不明であったり、治療方法が未確定であったり、後遺症を残すおそれがあったりする疾病です。さらに、経過が慢性にわたるため、経済的な問題はもとより、介護、家族の負担、精神的負担など大きな課題を残す疾病です。

以上のような状況から発生する患者に対する偏見や差別は、患者や家族の立場に立っていないことから生じることが多々あります。

上述した病気に限らず私たちは、いつ、どこで、病気にかかるかわかりません。自分のことはもちろん、相手の立場に立って「苦しさ」「つらさ」などを考え、共に支え合い生きていくことのすばらしさを、今一度考えてみる必要があります。

（2）指導の重点

学校教育における取組

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が、平成11（1999）年に施行されました。また、「らい予防法」は、病気の蔓延を防止することを主眼としており、人権上の配慮に欠けていたことから、平成8（1996）年に廃止されました。

このように、人権尊重の立場から感染症における患者及び感染者への差別・偏見をなくす取組がなされています。本県においても、感染症等に関する正しい知識・理解を深めることによって、患者や感染者等に対する差別・偏見を払拭し、すべての人が生涯にわたり、健康で楽しい生活がおくれるように、学校教育においては次のような取組を行うことが重要です。

ア HIV感染者等に対する差別・偏見をなくすための教育の推進

エイズは、平成12（2000）年には患者数が231万人を越え、患者を含むHIV（エイズの病原体）感染者数は約3,610万人と推計され、さらに増加の傾向にあり、現代

における重要な健康問題の一つとなっていることを認識する必要があります。また、その人たちに対する差別・偏見も大きな社会問題となっているという認識をもち、人権尊重の立場から差別解消へ向けての教育を推進していくことが必要です。

小学校から高等学校（特殊教育諸学校を含む）までの各学校では、教科（体育科・保健体育科など）や特別活動・道徳・総合的な学習の時間など全教育活動を通して、エイズ教育が行われています。今後も地域の実情や児童生徒の実態に即した指導を、継続して行っていく必要があります。

エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対する不安や偏見・差別を払拭するため、人権尊重・男女平等等の精神に基づいて、発達段階に応じた正しい知識を身に付けるエイズ教育を学校・家庭・地域が連携して推進していくことが大切です。

エイズ教育の充実・推進を図っていくためには、教職員の指導力を高めていくことが必要です。そのためには、教職員を対象とした研修会に、計画的かつ継続的に参加することが大切です。また、各健康福祉センターなどとも連携をとり、専門的な立場の人たちに指導を受けることも必要です。

イ ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

長い間、らい菌が発見されるまでハンセン病は、特定の家系の人が発病する病気、遺伝する病気という誤解があり、患者だけでなく、その家族・親族に対する根強い偏見や差別がありました。しかし、らい菌の発見により、感染しても発病することは極めて希であり、また、仮に発病しても、早期発見と早期治療により完治する病気であることから、「らい予防法」に定められていたような隔離、消毒等の予防措置の必要がないことがわかり、ようやく平成8(1996)年3月に「らい予防法廃止法」が成立しました。

さらに、ハンセン病の元患者らが、「らい予防法」の違憲性を主張し国に対して、賠償と謝罪を求める「ハンセン病国家賠償請求訴訟」を起こし、平成13(2001)年5月に原告側が全面勝訴となりました。このような歴史的な事実や差別の現実を、教職員が正しく理解することが大切です。

各学校では、このようなことを題材にしたり、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発資料を活用したりするなどの学習を行い、差別・偏見の払拭・解消に努めることが大切です。

ウ O・157に関する正しい知識の普及・啓発の推進

腸管出血性大腸菌O・157は、経口感染です。汚染された食物を口にするか、患者の糞便に触れた手指などを通して汚染された食物や水が口に入らなければ感染しないこと、日常の予防がなされていれば感染しないことなどの正しい知識を伝えることが

大切です。過剰な不安によるいじめや仲間はずれ、偏見や差別による人権侵害が起きないように十分指導することが大切です。

エ 難病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

膠原病（コウゲン病）、パーキンソン病などの難病の学習を通して、正しい知識を得るとともに、患者の心情や立場などを理解し、人権尊重の精神を身につけ、共に生きる社会を実現する意欲を高める指導を行うことが大切です。

学校保健法施行規則の一部改正について

平成10（1998）年10月に細菌における感染症の発生状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定され、それを受け、平成10（1998）年12月に学校保健法施行規則の一部改正が行われた。

特に、患者の人権に配慮するために、以下の「伝染病の予防に関する細目」が削除された。

- 1 患者の座席を、その他の者の座席と隔てること。
- 2 患者の使用する器具、書籍を、専用とすること。
- 3 患者の使用する座席、器具、書籍等を、ときどき消毒すること。
- 4 患者の使用した衣類、器具、書籍その他の物を他人に与え、又は使用させるときは、これを消毒すること。

社会教育における取組

HIV感染者及び患者、ハンセン病、O-157、その他の難病に関する正しい知識や予防方法を知り、苦しんでこられた患者や家族の立場に立って考えていくことが、偏見や差別を払拭していくためには重要になってきます。そのような観点から社会教育では、次のようなことが大切になってきます。

ア 基本的態度

まず、感染者及び患者、その家族の人権やプライバシーを守り、人権尊重を基盤として予防についての正しい理解を深める教育活動が必要です。

また、差別や偏見を受けやすい病気に関しては、その病気に関する正しい理解を深めるとともに、意識の変革を図ることが重要になってきます。そのためにも、各地域での現状を十分に把握し、教育活動を進めていくことが大切です。

イ 地域ぐるみでの取組

患者や感染者の問題を他人事として片付けてしまったり、まちがった知識で差別してしまったりすることがないようにしなければなりません。

そのためには、病気の人、そうでない人が社会に共生しているという現実を、地域の一人一人が受け入れることが大切です。

そして、それぞれの地域における人間関係を深めながら、分かり合い、支え合い、助け合うことのできる社会をつくる必要があります。地域に向けて情報を発信したり、連携して教育活動をすすめてくことがこれまで以上に大切になります。

ウ 関係機関との連携

医療、福祉、教育の一層の連携が大切になってきます。

また、情報の迅速な把握と的確な対応にも努めていく必要があります。さらに、生活の保障といった観点からも関係機関との連携が必要になってきます。

どんな病気でも、自助、共助、公助が対応の原則です。病気の症状により自立が極めて困難なものは介助が必要になります。適切な医療機関をはじめ、医療費、生活費などの公的支援も不可欠になってきます。患者や家族の精神的、時間的、体力的、経済的負担が想像以上に大きいからです。

エ 啓発活動の推進

人権尊重の視点から、さまざまな病気に対する正しい知識と理解を深める啓発・教育を行うことにより、一人一人が自らの言動を振り返り、意識の変革から行動の変革につなげていくことが必要です。

啓発活動における、リーフレットや資料等を作成する場合にも、知識の押しつけにならないように「問いかけ」や「やってみましょう」というような形での、読み手が共感し、考え、さらに行動に結びつくような啓発活動をしていく必要があります。

8 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者

犯罪被害者は、肉体的、精神的、経済的な被害を受けた、事件の重要な当事者です。昭和55(1980)年、犯罪行為により、不慮の死を遂げた人の遺族や、身体に重い障害が残った人に国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、被害者への経済的援助が始まりました。

国際的にも、昭和60(1985)年、「被害者はその尊厳に対し同情と敬意をもって扱われるべきである」ことなどを規定した「犯罪被害者に関する司法の基本原則の宣言」が採択されました。

人権問題としては、生命、身体、財産上の直接的被害だけでなく、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、あるいは周囲の人々の無責任なうわさ話や、マスメディアの行き過ぎた取材等によるストレスなどがあります。中でも、トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）といわれる精神的な被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

精神的な被害に対する心のケア、経済的な支援、そして、被害者でありながら被っている周囲の無責任な中傷・差別の解消が大きな課題です。

アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化をもった民族ですが、過去の同化政策などにより、独自の文化が失われていきました。アイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、結婚や就職をはじめとして、差別や偏見が依然として存在しています。

このため、平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。この法律の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深め、差別や偏見をなくすことが課題となっています。

刑を終えて出所した人等

現在、刑を終えて出所した人が、社会復帰をするのに大きな壁となっているのは、人々の間に残る犯罪を犯した人に対する差別と偏見です。

罪を償って出所した人への社会の冷淡さが、新たな犯罪を引き起こすケースもしばしば見られます。また、本人だけでなく、その家族に対する差別や人権侵害も跡を絶ちません。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするには、社会全体の支援と一人一人の理解協力が必要です。その家族に対する人権侵害についても、一人一人が差別の不当性を正しく認識し、その人々を支えられるような社会を作ることが課題です。

その他の人権問題

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーは最大限保護されなければなりません。

また、古くから日本社会に存在する非科学的で不合理な迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」の迷信など、差別や偏見につながるものもあります。

さらに近年は、情報通信メディア（インターネットのホームページなど）を悪用した差別的な情報の掲示などの問題もあります。

このようなさまざまな人権に関する問題に対して、あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための教育に努めなければなりません。

(2) 指導の重点

学校教育における取組

取組にあたっては、「すべての人々の人権を守り、尊重する」、「差別をなくす実践力を高める」という2つの視点にたつて、人権意識を高める学習活動を充実させ、差別を生み出している様々な問題や矛盾・不合理を、日常生活の具体的事実に基づいて正しく認識するための、効果的な学習内容の創造に努めることが必要です。

そして、それらの矛盾、不合理に基づく差別について、人権尊重の視点から、児童生徒がいかなる差別に直面してもそれを許さず、解消していこうとする態度と実践力を培っていく必要があります。

さらに、教育活動全体を通して、さまざまな困難を抱えている児童生徒を大切にしたい集団づくりに取り組み、友達の悩みや辛さを自分の問題として考え、解決していこうとする連帯感を育てる指導が大切です。

わが国の先住民族であるアイヌの人々の問題については、教科指導の領域で人種差別、民族紛争などの今日的な問題を取り上げながら、広い視野に立つての異民族理解、異文化理解を図る一方、アイヌの人々に関わる歴史的経緯や差別の実態を正しくとらえさせ、人権尊重と共生の社会への認識を深めさせるとともに、現代社会に現存する差別の実態や差別を温存してきた社会構造などにも目を向けさせ、民主社会の形成者としての自覚をより高めていくことが必要です。

学校生活において保護されるべき人権として、児童生徒のプライバシー、個人情報があげられます。これらについて再点検し、教職員がそれを侵害することがないようにすると同時に、友達のプライバシーを侵害したり、他に漏らしたりしてはいけないことを理解させ、児童生徒一人一人が互いに人権を尊重し合う人間関係を育てていくことが大切です。

児童生徒を取りまく日常生活上の迷信や因習、世間体意識などのさまざまな不合理や矛盾に対しては、物事を科学的、論理的に捉える能力や態度を育てるとともに、その不合理や矛盾をなくすための主体的な行動がとれる実践力を育てていかなければなりません。

また、インターネットなどを悪用した差別的な情報提示については、個別具体的な事象に関する指導もさることながら、氾濫する情報の中で、児童生徒一人一人に、人権尊重への自覚、差別をしない、させない、許さない生き方を育てる取組が必要です。

社会教育における取組

さまざまな人権問題の多くは、大人社会が温存してきたものといえます。その問題を解決していくためには、社会教育の取組が大切です。人権問題はすべての人々が学習すべき課題であるという認識に立つて取り組まなければなりません。

民主社会の形成者としての自覚と、子どもの模範となるべき大人としての自覚をより高め、また、差別を許さない正義感や人権意識を高め、差別をなくす実践力を養うための社会教育・啓発の取組が必要です。

また、迷信や因習、世間体意識など日常生活上の様々な不合理や矛盾に対しては、物事を科学的、論理的に捉える能力や態度と、その不合理や矛盾をなくすための主体的な行動がとれる実践力を育てる教育・啓発活動を推進していかなければなりません。

さまざまな人権問題の中で、現在特に問題になっているものとして、インターネットの情報による人権侵害があります。保護されるべき個人のプライバシーや名誉に関する情報や、悪意に満ちた差別的な情報が、インターネットのホームページなどを通じて発信されることが大きな問題になってきています。そして、この問題は、今後情報化社会の進展の中で、さらに深刻化していくおそれがあります。

そのような情報を発信する側に立たないために倫理観や人権意識を高めていく必要があります。また、受信する側としても、情報を無条件に受け入れない態度、氾濫する情報に流されることなく、情報の中に潜んでいる人権侵害や差別性を見抜く力を養うことはもとより、インターネット上の人権侵害に対して憤りを感じ、人権侵害を許さず、なくしていくために主体的に行動できる実践力を高めていかなければなりません。そのためには、社会における教育・啓発活動を、多角的に進めていくことが大切です。

資料

一人ひとりの人権が尊重される 社会の実現を目指して

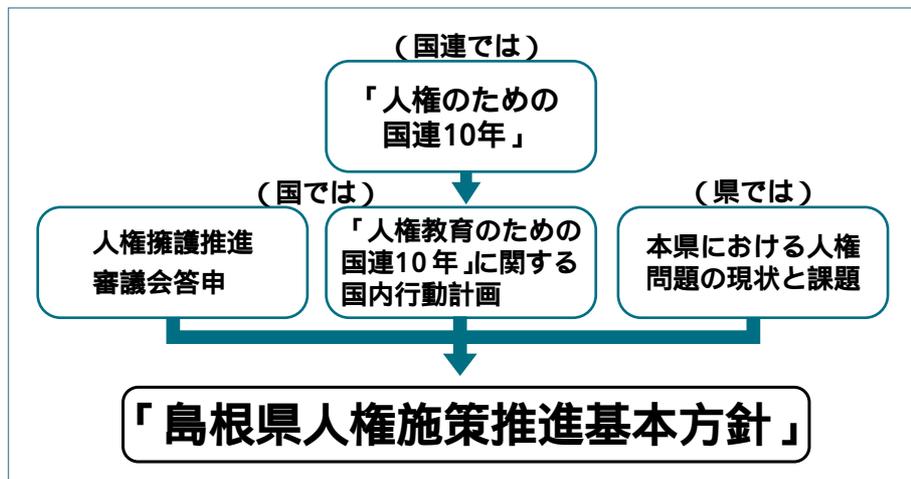
「人権の世紀」といわれる21世紀に向け、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に進めるため、「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。県では、今後この基本方針に基づき、市町村をはじめ関係機関、企業等と連携して人権教育・啓発を積極的に推進します。

策定の背景

国民が提唱した「人権教育のための国連10年」(1995～2004)を受け、国は「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を平成9年にまとめました。

また、国の人権擁護推進審議会は平成11年、人権教育、啓発の施策に関する基本的な在り方について答申を行いました。

本県においても同和問題をはじめとする個別の人権問題に対して、国や市町村、関係団体等と連携しながら、その解決に取り組んできましたが、依然として多くの課題が残っています。今後は、個別の課題への取組に加え、すべての人の基本的人権を尊重していくための教育・啓発が必要です。



基本理念

「共生の心」の醸成

一人ひとりの個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

「人権という普遍的な文化」の創造

人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいられるような「人権という普遍的な文化」の創造を目指します。

重要課題への対応

個別の人権課題については、「重要課題」として取り上げ、人権教育・啓発を推進します。

女性

男女共同参画社会の形成に向け、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえた新たな計画を策定するなど、女性の人権を尊重するという視点に立った施策の展開を図ります。

- 男女共同参画社会の形成促進
- 男女平等を推進する教育・啓発
- 女性の人権が尊重される社会の形成

子ども

関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域などが互いに連携・協力し、県民が一体となって「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めていきます。

- 児童の権利に関する条約などの理解促進
- いじめ問題への取組
- 乳幼児や児童への虐待防止の取組
- 健全育成に向けての取組
- 相談体制の充実

高齢者

高齢者を権利の主体として各人の心身の状況に応じたサービスの提供を行うとともに、高齢者自身が社会の重要な一員として活躍できるよう支援します。

- 福祉教育、啓発活動の推進
- 就労対策の推進
- 生きがい対策の推進
- 相談体制の充実

障害者

障害者に対する差別や偏見をなくし、理解と思いやりの心を育むよう教育・啓発を推進します。

- 「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発
- 障害者の理解を深めるための福祉教育の推進
- 障害者の社会参加と職業的自立の支援
- 相談体制の充実

同和問題

差別のない明るく住みよい社会の構築を目指して「島根県同和対策推進計画」に沿った教育・啓発を効果的に進めていくとともに、以下の施策を積極的に推進します。

- 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進
- 就労問題への取組
- 隣保館活動への支援及び相談機能の充実
- えせ同和行為の排除



外国人

多様な文化を持つ人々が地域に居住する同じ住民として「共に生きる」社会の実現に努めます。

- 差別意識解消のための啓発の推進
- 在住外国人と「共に生きる」地域社会づくりの推進
- 外国人のための労働環境の整備
- 外国人のための相談体制の充実

患者及び感染者等

感染症等に関する正しい知識を普及する広報活動など、次の施策を推進します。

- HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
- ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- O-157など感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- 膠原病など難病等に対する支援
- インフォームド・コンセントの普及

犯罪被害者

犯罪被害者の立場を理解した上で配慮をもって支援するため、次の施策を推進します。

- 被害者の心情に配慮した対応
- 被害者への支援活動の推進
- 相談体制及び被害者の安全確保の推進

アイヌの人々

アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されないよう、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発活動に努めます。

その他の人権問題

県の保有する個人情報について個人情報保護制度を設け、個人の権利利益の保護を図ります。
迷信や情報通信メディアの悪用などによる差別や偏見をなくすための施策を進めます。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通じて行い、一人ひとりの人権尊重意識を高めていきます。

学校教育等

お互いをかけがいのない人間として尊重する心や、個性を認め合う心を育て、いじめなどの人権侵害を許さない実践力を養います。

保育所、幼稚園における人権教育の推進
初等中等教育における人権教育の推進
研究指定校等における指導内容・方法の充実
高等教育機関における人権教育の推進

社会教育

生涯にわたって、人権問題に関する多様な学習機会の充実と啓発を進めます。

しまね県民大学等での学習機会の提供
指導者の養成、学習情報の提供等

家庭

家庭教育についての学習機会や情報の提供、相談事業などを通じて家庭での教育力向上を支援します。

企業その他 一般社会

企業における人権教育・啓発の支援や、啓発資料やマスメディアを活用した県民への広報活動などを展開します。

企業等における人権教育・啓発の推進
一般社会における人権啓発の推進

特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権にかかわりの深い、特定の職業に従事する人に対する人権教育の充実に努めます。

公務員

人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重の視点に立って職務を遂行するよう教育を充実します。

教職員

研修の機会を増やし、研修の手法についても工夫し情報提供に努め、より一層人権意識を高める取組を推進します。

警察職員

被害者、被疑者その他関係者の人権に配慮した警察活動を徹底するため、職務倫理や人権問題について研修します。

医療関係者

患者の人権に配慮した医療が提供されるよう、病院や医療関係者養成施設等での研修の充実に努めます。

保健・福祉関係者

民生委員・児童委員や保健・福祉関係職員に対し、人権研修の充実に努めます。

消防職員

人権尊重の視点に立って業務を遂行するよう教育を進めます。

マスメディア関係者

マスメディアに従事する関係者において人権教育が自主的に取り組まれるよう要請します。

施策の推進

推進体制と フォローアップ

有識者で組織した「島根県人権施策推進協議会」の提言を取り入れながら、庁内推進組織「島根県人権施策推進会議」で協議し、施策を実施します。

人権啓発推進 センターの設置

人権情報の収集・提供、啓発・研修の実施、指導者の養成、調査・研究などを行う人権啓発推進センターを設置します。

地域別の人権啓発 推進組織について

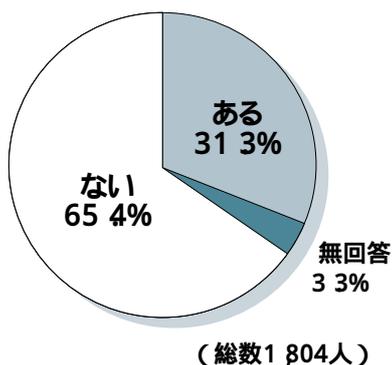
地域毎に市町村と県が連携を図りながら啓発を行うための組織の設置を促します。

関係機関等との連携

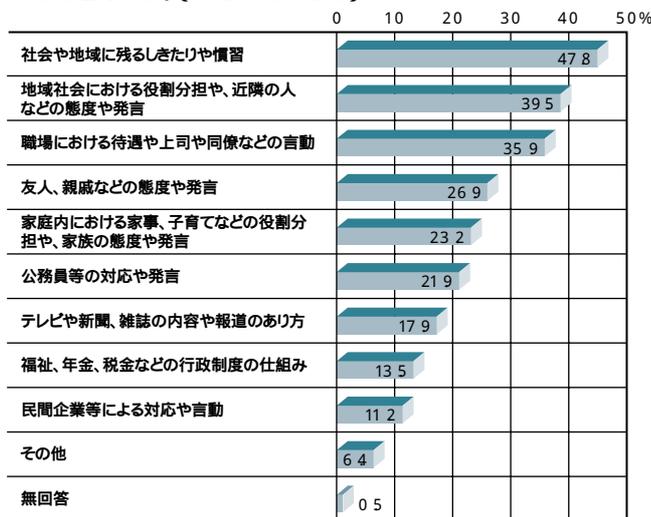
国、市町村、企業、民間団体等と連携し、効果的な人権教育・啓発を進めます。

「人権問題に関する県民意識調査」から (H11.島根県)

日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(は1つ)



差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。(はいいくつでも)



島根県環境生活部 人権同和对策課
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5111(代表)

http://www.pref.shimane.jp/section/jin_doutai/

ホームページに「島根県人権施策推進基本方針」を掲載しています。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日)
法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講ずる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育指導資料

平成14年3月発行

編集・発行

島根県教育庁人権同和教育課

〒690-8502 松江市殿町1番地
TEL(0852)22-5920(代表)